満洲事情　高島隆太郎

783
447

②

0000559000

0000559-000

783−447

満洲事情

高島隆太郎・著

立命館出版部

昭和16

AAB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです

170

78
44

滿洲事情

隆太郎

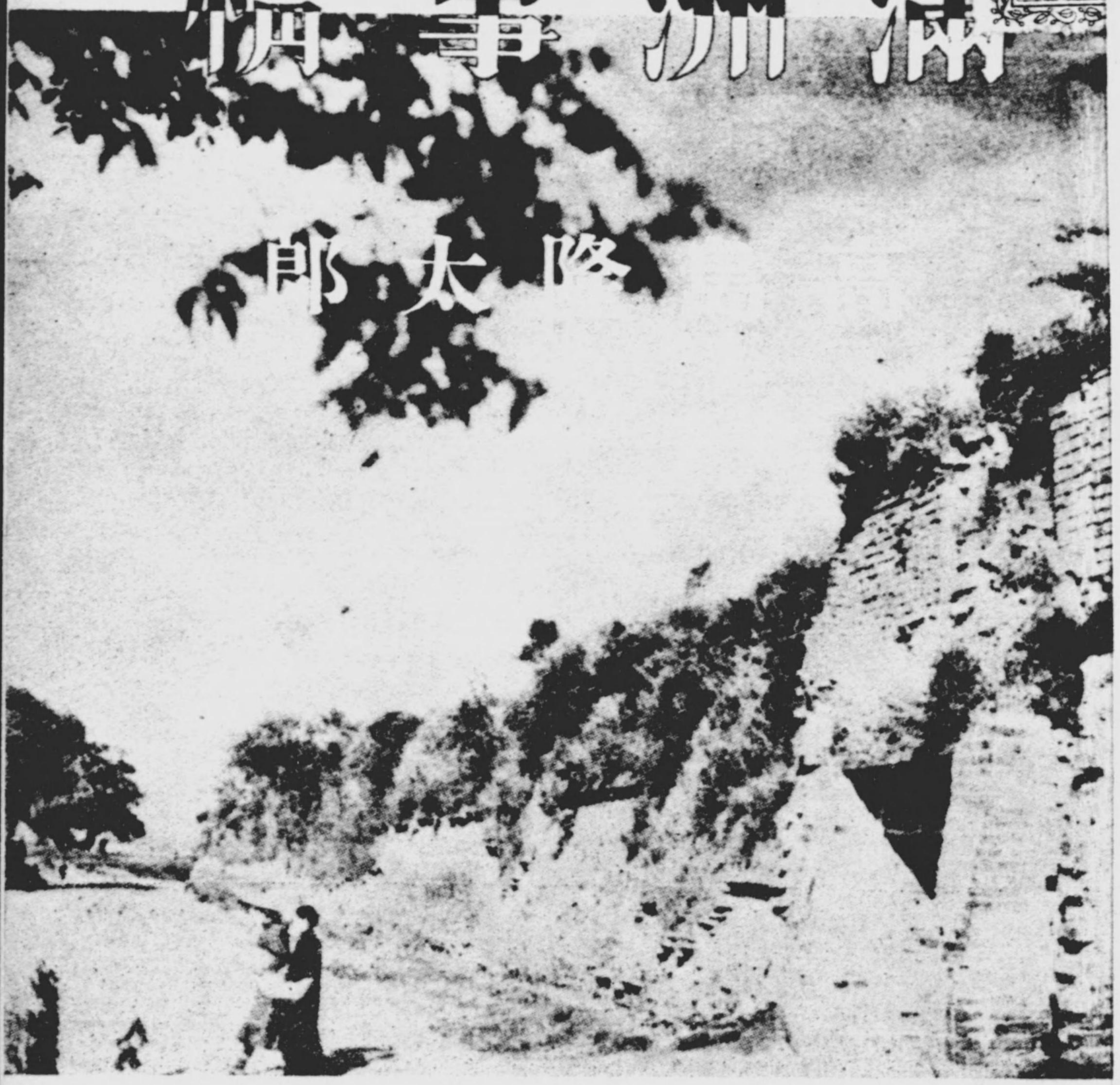

立命館出版部

滿洲事情

高島隆太郎

立命館出版部

783
447

目次

第一章　満洲事變の世界史的意義……一
第二章　満洲國の建國過程……二
第一節　建國の概貌……二
第二節　日満兩國の不可分關係……九
第三章　満洲國の現況……一八
第一節　満洲國の政治組織と其特色……一八
第二節　地理概説……三〇
第三節　主要產業經濟政策……五〇
第四章　満洲事情……五六

第五章　滿洲國の建國精神……五七
第一節　建國精神確立の基礎……五七
第二節　皇道原理の概要……六三
第三節　滿洲國の建國精神……七一

第一章　滿洲事變の世界史的意義

第一節　歐米諸國の植民政策概觀

第二節　英米佛露の植民政策と日本及支那

第三節　滿洲事變と其世界史的意義

第二章　滿洲國の建國過程

第一節　建國の概貌

獨立宣言

皇軍一度起つて破邪顯正の師を進め、忽ち舊東北軍閥の土崩瓦解を促すや、之迄張政權の下にあつて其の横暴誅求に惱まされて來た三千萬民衆は天賦の機緣逸す可らず、新國家の樹立に依て東洋道への復活を計り、以て王道樂土の具現されんことを希求するや切なるものがあり、茲に建國の氣運は愈々釀成されて來たのである。

斯くて事變と共に諸所に擡頭した諸自治團體の請により、昭和七年二月十八日各團體代表者は奉天に相會し、歷史的滿蒙新國家創立會議が開かれ、是に於て新滿洲國建國方策の決定を見、更に張景惠を委員長とする東北行政委員會（委員臧式毅、熙洽、湯玉麟、齊王等）が結成せられ、新國家獨立の宣言が行はれた。

建國の大綱

次て同月二十五日東北行政委員會を開催し左の如き建國の大綱が決せられた。

一、國號　滿洲國
二、政體　立憲共和
三、元首ノ稱號　執政（宣統帝擁立）
四、年號　大同
五、國旗　新五色旗
六、首都　長春

建國宣言

次で政府組織法及人權保障法を決定し、新國家の基礎を確立した。是に於て滿蒙三千萬民衆の燃ゆるが如き熱誠と待望の中に東北行政委員會委員長張景惠は滿洲國政府の名

に於て新國家滿洲國の歷史的建國宣言を發布し、建國の理想を中外に宣明したのである。時に大同元年三月一日。其の宣言の要旨左の如し。

建國宣言

一、想フニ我カ滿蒙各地ハ屬シテ邊陲ニ在リ。……（中略）……乃チ辛亥革命共和民國成立ヨリ以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己カ有トナシ貅貔相繼キ竟ニ將ニ二十年ナラントス。狼戾貪婪驕奢淫佚民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。……（中略）……今ヤ何ノ幸ゾ、手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥盤踞シ、秕政萃聚セル地ヲ擧ケ一旦ニシテ之ヲ廓清ス。此レ天ガ我滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ豫ヘシナリ。……（中略）……是ラ惟フニ內中原ヲ顧ミレハ初メハ則群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス。何ヲカ民生ト曰フ、實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト曰フ、維タ利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト曰フ。タヾ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬自ラヲ欺キ人ヲ欺キ、種々ノ詐僞ハ究詰スルニ勝ヘス。……

（中略）……今我滿蒙ノ民衆ハ天賦ノ機緣ヲ以テ而シテ力メテ振拔ヲ求メ自ラ政治萬惡ノ國家ノ範圍ノ外ニ脫セサレハ勢必ス胥ヒ及ニ載ニ溺レ同シク盡クルニ歸センノミ。歲月來幾度カ。奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各盟旗ノ官紳士民ヲ集合シ、詳ニ研討ヲ加フルヲ經テ意思已ニ一致ニ趨ケリ。………滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國タリ。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ卽チ三千萬民衆ノ意向ヲ以テ卽日中華民國ト關係ヲ離脫シテ滿洲國ヲ創立スルコトヲ宣言ス。茲ニ特ニ建設綱要ヲ以テ中外ニ昭布シ咸ニ聞知セシム。

二、(1)竊ニ惟フニ政ハ道ニ本キ、道ハ天ニ本ク。新國家建設ノ主旨ハ一ニ順天安民ヲ以テ主ト爲シ、施政ハ必ス眞正ノ民意ニ徇ヒテ私見ノ或存スルヲ容サス。

(2)凡ソ新國家ノ領土ノ內ニ在リテ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族、日本、朝鮮ノ各族ヲ除ク外卽チ其他ノ國ノ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。

(3)禮敎ヲ是レ崇ヒ、王道主義ヲ實行シ必ス境內一切ノ民族ヲシテ熙々皞々トシテ春臺ニ登ル如クナラシメ東亞永久ノ光榮ヲ保チ世界政治ノ模型ト爲スヘシ。

(4)其對外政策ハ卽チ信義ヲ尊重シテ力メテ親睦ヲ求メ凡ソ國際間ノ舊有ノ通例ハ敬謹遵守セサルコトナシ。……

(5)其ノ自ラ我新國境內ニ投資商業ヲ創興シ、利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノアラハ何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ以テ門戶解放機會均等ノ實際ヲ達セン。

執政宣言

斯くて古來滿洲と最も密切なる關係あり、且又東洋の聖君子として不遇の中にも高き仁德を積まれ、日夕東洋道の復活を祈念せられたる前清宣統帝推戴の議起り、帝は再度熱誠眞摯なる懇請と先人故土の現狀に鑑み慨然出盧を諾され、茲に三月九日執政就任式を行はせらるゝや、左の如き宣言を行はせられ、新國家建設の眞義と目標とを內外に明示せられたのである。

執政宣言

人類ハ必ス道德ヲ重ンス。然ルニ種族ノ見アレハ、卽チ人ヲ抑ヘ己ヲ揚ク。而シテ道德薄シ。人類ハ必ス仁愛ヲ重ンス。然ルニ國際ノ爭有レハ、卽チ人ヲ損シ、己ヲ利ス。而シテ仁愛薄シ。今吾國ヲ立ツ。道德仁愛ヲ以テ主ト爲シ、種族ノ見、國際ノ爭ヲ除去シ、王道樂土當ニ諸ヲ實事ニ見ル可シ。凡ソ我國人望ムラクハ、共ニ之ヲ勉メヨ。

帝制實施

建國二年に滿たざるに奉天省管下五八縣の代表は溥儀執政を滿洲國皇帝に推戴したき旨の請願を呈したる外、全滿に涉り鬱然として此の要望は日々に高まり、遂に鄭國務總理は大同三年一月二十日早朝、身を潔齋して國務院に登廳し各要人の參集を求めて重要協議を遂げたる結果、鄭國務總理、羅監察院長、張參議は一同を代表して執政府に參候、執政に謁見し天命に從ひ民意に聽應し　皇帝の位に卽かれむことを請願した。

建國以來滿二年、康德元年三月一日（昭和九年三月一日）茲に溥儀執政は天意を承けて杏花村順天廣場に黃幕を帳り廻らされたる天壇に於て古典的郊祭の儀を行はせられ、次て宮殿內勸民樓に於て登極の儀を行はせられ滿洲國第一代の皇帝とならせたまふたの

である。同時に國民に對しては優握なる詔書を御煥發、即位登極のことを廣く宣明し、更に日本を中心とする新君主國が東亞に出現せることを中外に宣明せられた。

即位改元詔書

奉天承運ノ皇帝詔シテ曰ク我國基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號シテ茲ニ二年天意ノ愛民ニ原ツキ支邦ノ仗義ニ賴リ其ノ始メ凶殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲フモ能ク自ラ振フコトナカリシニ日本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス衆咎ヲ犯シテ辭セス事ハ解懸ニ等シク功ハ援溺ニ同シ朕藐躬ヲ以テ乃チ天眷ヲ承ケ我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ授ケ流亡漸ク集リ其謳歌ヲ興シ兵氣潜銷シ化シテ日月トナル夫レ皇天親ナリ維タ德是レ輔ク而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル位ヲ正サンコトヲ籲請シ詢謀僉ナ同シ敢テ天命ヲ敬承セサランヤ其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ卽キ改メテ康德元年トナシ仍ホ滿洲ノ國號ヲ用ユ世難未タ艾キス何ソ敢テ苟安セン有ユル守國ノ遠圖ト經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協力同心以テ永固ヲ期スヘシ凡ソ統治ノ綱要成立ノ約章ハ一ニ其舊ノ如シ國中ノ人民種族各異ルモ此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス此言ヲ渝ヘサル皦日ノ如キアリ朕カ命ヲ替ルコトナカレ咸以テ聞知セシム

第二節　日滿兩國の不可分關係

滿洲國承認と日滿議定書

我か八紘一宇の御精神に基き、天意の存するところ新に執政を戴きて完全なる獨立國と成つた滿洲國は、我日本との間に曾て其例を見なかつた唇齒輔車の兄弟關係を生じた。蓋し滿洲の獨立尊重と共健全なる發達の促進は東亞永遠の平和より、延いて世界の眞平和に貢献すべき礎ともなるものである。從て我國は大同元年（昭和七年）九月十五日、列國に率先して公式に滿洲國を承認すると同時に、新京に於て駐滿特命全權大使陸軍大將武藤信義と、滿洲國國務總理鄭孝胥との間に於て「日滿議定書」が調印された。

議　定　書

（前略）　日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ、互ニ其ノ領土權ヲ

尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲左ノ如ク協定セリ。

一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限リ滿洲國領域内ニ於テ、日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ條約協定其他ノ取極メ及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ。

二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衞ニ當ルヘキコトヲ約ス。之カ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國内ニ駐屯スルモノトス。（下略）

日滿一德一心の大義確立

一、御名代の宮殿下の御渡滿

日本帝國天皇陛下には滿洲帝國帝政實施慶祝の爲め、御名代として秩父の宮殿下を御差遣遊はされ昭和九年六月六日新京驛に御到着滿洲國皇帝陛下と日滿兩國を永遠に結ぶ固き御握手を交はせられた。次て親書を贈らせ給ひ、且つ康德皇帝陛下に對し奉りては大勳位菊花大綬章を皇后陛下には勳一等寶冠章を御贈進遊ばされたのである。

二、皇帝陛下の御來訪

昭和十年（康德二年）四月、滿洲國皇帝陛下には一には昭和九年天皇陛下の御名代宮殿下御訪滿の御答禮の爲め、一には滿洲國建國以來の日本の援助に對する感謝の思召を我が上下に御表示遊ばされんが爲め、又一には日常抱かせ給ふ日滿一體の眞義を御躬ら御示しになる爲め、親しく日本を御來訪遊ばされた。

茲にかしこきこと乍ら我が天皇陛下に對し奉り、滿洲國皇帝陛下は一億一心、精神一體のムスビを遊ばされ給ふたのである。此の事たるや斷じて單なる日滿兩國の親善關係の强化に非ず、同じ人類として均しく共根に歸し、共道を同じくすること卽換言すれば大自然道（カムナガラノミチ）への歸一一體化に外ならぬのである。

之に就き四月七日滿洲國鄭國務總理大臣は帝都新京より「敬愛する盟邦日本帝國官民諸君」と題し左の如き感謝放送を爲した。

今回我皇帝陛下御訪日ノ曠古ノ御盛典ニ就キマシテ貴國ニ於カレテハ上ハ天皇陛下ヲ始メ奉リ下ハ津々浦々ノ住民ニ至ル迄溢ルル許リノ御熱誠ヲ以テ御奉迎セラレサルモノナキヲ拜承致シマシテ滿洲帝國ハ政府ハ勿論三千萬人民ノ等シク歡喜感謝措ク能ハサル所テアリマス、別ケテモ昨日皇帝陛下貴國御到着ニ當リ貴國天皇陛下ニ於カセラレテハ畏クモ秩父宮殿下ヲ御名代トシテ横濱港ニ御出迎ヘノ爲御差遣遊サレ、又東京驛頭ニハ御躬ラ親シク御出迎ヘ遊ハサレタ樣子ヲ拜承致シマシテハ恐懼感謝ニ堪ヘナイ次第テアリマス、我國三千萬國民ノ感謝感激ノ意中ハ容易ニ言語ヲ以テ形容サレヌモノカアルノテアリマス。之誠ニ天人一致、天ト人トノ心カ融ケ合ツタ結果ニヨル現象テアルト思フ外ナイノテアリマス、曩ニ秩父ノ宮殿下御來滿アラセラレアリ、又此ノ度我皇帝陛下御自ラ貴國天皇陛下ヲ始メ奉リ秩父宮殿下ニ親シク御交驩アラセラレル所カアリマシテ日滿兩帝國兩皇室間ノ御親ハ愈々御親密ヲ加ヘサセラレ誠ニ萬世不易ノ御親交ヲ繼カセラレ、日滿帝國ニ於キマシテハ上ハ兩陛下ノ永遠渝リナキ御親交ハ取リモ直サス下々タル日滿兩國々民ノ永遠渝リナキ親密テアリマス、此度我カ皇帝陛下ノ貴國朝野ノ熱烈ナル御奉迎ノ有樣ヲ刻々拜聽致シマシテ盟邦日本帝國ノ我カ新興滿洲ヲ遇セラルル厚キニ今更乍ラ感謝ニ堪ヘナイ次第テアリマス、我カ敬愛スル日本國官民諸君私ハ茲ニ取敢ヘス滿洲國ヲ代表シ三千萬民衆ト倶ニ厚ク感謝赤誠ノ一端ヲ披瀝申上ル次第テアリマス

三、回鑾訓民詔書

滿洲國皇帝陛下には御訪日回鑾あらせられるや、王道の聲止まぬ國内に、獨り超然として御心を夙夜皇道日本の皇室に馳せ給ひ、茲に回鑾訓民詔書の御煥發に依て日滿一德一心の御精神を垂範あらせられるに到つたのである。

回鑾訓民詔

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ今次東渡宿願克ク遂ク日本皇室懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ其臣民熱誠迎送亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ衷懷銘刻殊ニ忘ルル能ハス深ク維フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ逮フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ丕基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復タ意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ敎本ノ重ンスルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサルハ

ナシ故ニ能ク內ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今躬カラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シク道合シ依賴渝ラス朕日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ凡ソ我カ臣民務メテ朕カ旨ニ遵ヒ以テ萬禩ニ垂レヨ此ヲ欽メ

御名御璽

康德二年五月二日

國務總理大臣　鄭孝胥
宮內部大臣　沈瑞麟

治外法權の撤廢

滿洲國政府は建國以來內政に於ては特に鋭意司法制度の改革に重點を置て逐次之が實施を計つて來たが之に伴ひ日本政府は茲に進んで多年享有した治外法權の撤廢を斷行することゝなつた。

乃ち康德三年（昭和十一年）六月、滿洲國に於ける日本臣民の居住及滿洲國の課稅等に關する日本國滿洲國間條約が締結され、日本人は新に滿洲國の租稅法規、及び主要產業法規の適用を受くることゝなつた。

但し該條約は第一次的措置として、治外法權の一部を撤廢するに止まつたのであつたが（昭和十二年）康德四年十一月、日本政府は叙上條約實施の成績、並に滿洲國の法律及び諸制度整備の結果に鑑み、更に領事裁判權、警察權其他に亘り之を全面的に撤廢すると共に南滿鐵道附屬地行政權を、全般的に移讓するに決し、同年十二月一日より之が實施を見るに至つた。

古今東西を通じ由來國際間に行はれ來つた歷史は寔に「弱肉强食」の一語に盡くると言つても敢へて過言ではない。此の弱肉强食の世界史上に今や日本は「優先民族が率先して後輩民族に同じ地位を與へ、自ら同じ權利を享有し、同じ義務に喜んで馳せ參ずる」

と云ふ一新機軸を開いたのである。

此の治外法權撤廢に關し時の滿洲國經濟部大臣韓雲階氏は次の如く述べてゐる。

　惟ふに治外法權撤廢の眞精神は、

第一に五族協和を建國精神とする我國に於て一民族のみが他民族と異る待遇を受くることは民族團體鞏化に障碍をなすものでありますから、この障碍たる治外法權の撤廢は民族協和の具體的顯現であると謂ふべきであります。

第二に國際聯盟脫退の詔書並に日滿議定書に示されたる如く、日本帝國の對滿國策の根本方針は「滿洲國をして日本帝國と不可分關係を持しつゝ獨立國として健全なる發展を遂げしめ以て、東西の安定を確保し、大義を宇內に顯揚する」にあるのでありまして、國家の主權に制限を加ふる治外法權を撤廢することは、獨立國として健全なる發達を促進せしむると言ふ日本帝國の對滿國策の根本方針に合致するものであります。

第三に我國成立以來設定せられました兩國の一體不可分關係を一層鞏化し、一德一心を具體的に顯はしたものであります。

第四に我國は建國宣言に於て在滿日本民族は我國を構成する一要素なることを宣言したのでありますが、他民族と權利義務を平等に負擔せしめざるため從來動もすれば外國人意識を持つてゐたのでありますが、今回の治外法權撤廢によりこの弊は除去され、名實とも我國の構成分子となつたのであります。第五に友邦日本は大乘的見地より自發的に治外法權撤廢等を實施せるものでありますが、一面建國以來友邦の援助と我國上下一致の努力により治安、政治、經濟、文化各方面に躍進的發達をなせる結果の所產であります。

　顧りみますれば治外法權の撤廢は我國建國以來の劃期的事實でありまして、之によりまして我國の獨立國としての地位は愈々鞏固になつたのであります。

中華民國が永年に亙り治外法權撤廢を叫びながら未だ實現を見ざるに反し、我國は建國五年にして之が實現を見ましたのは我國發展上衷心より慶賀すべきことであります。

第三章　満洲國の現況

第一節　満洲國の政治組織と其特色

康徳元年（昭和九年）三月一日帝制施行と共に、「満洲帝國政治組織法」が公布され、満洲國の政治組織が明示されるに至つた。本法は目下憲法制度調査委員會に於て調査起草中の憲法發布前に於ける臨時憲法とも稱すべきものである。

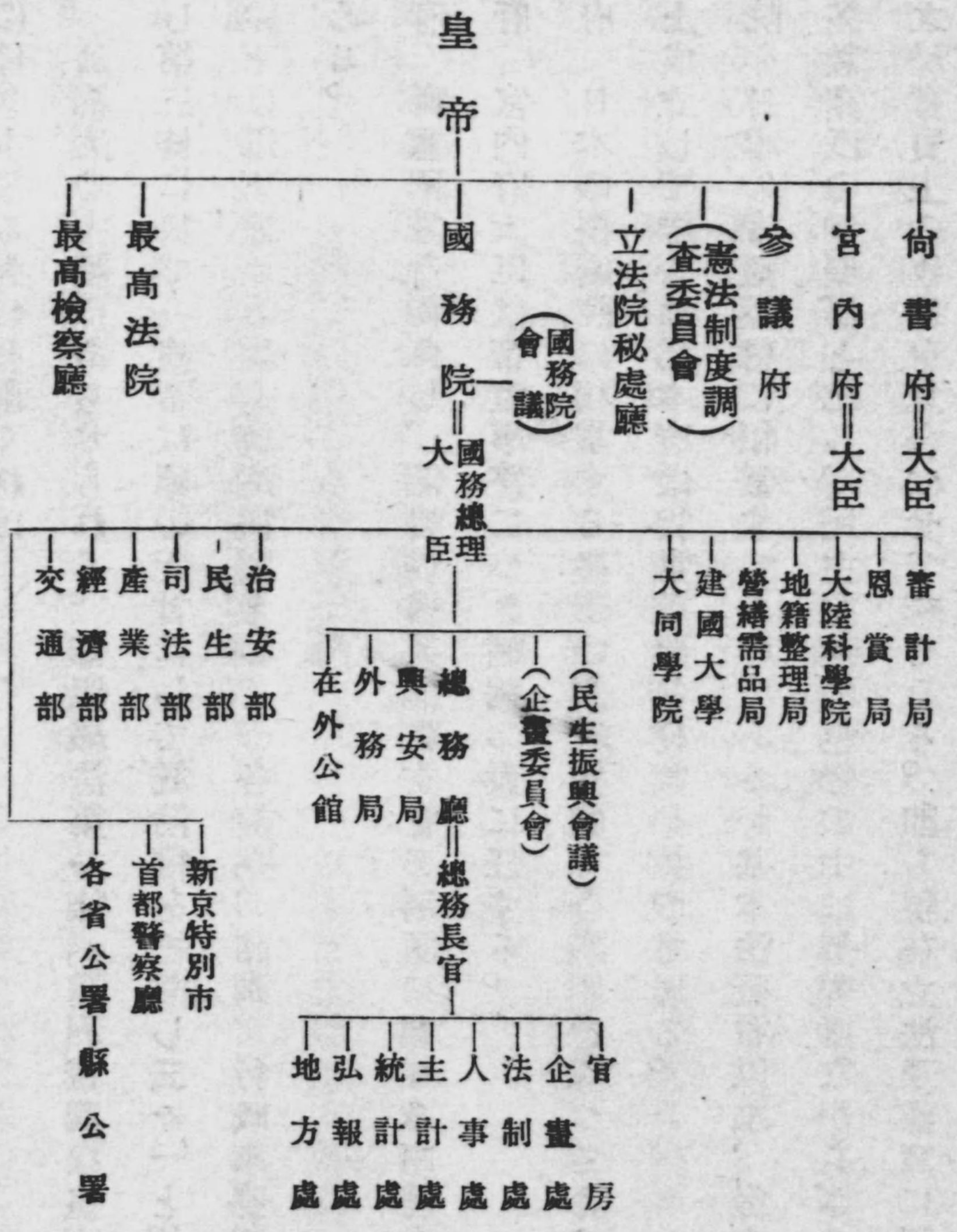

右の表に付き主なるものを擧ぐれば

皇帝　は統治の主體にあらせられる。即組織法第一條「滿洲帝國は皇帝之を統治す」と規定し第三條に於て「皇帝は國の元首にして統治權を總攬し云々」と規定して居る。

皇帝の下に以下述ぶる如く統治機關としての各輔弼、諮詢、行政事務相當の機關が置かれてゐる。

尙書府　御璽國璽を尙藏し、詔書勅書其他の文書の用璽に關する事務を掌る機關。

宮內府　宮內府大臣は帝室事務につき輔弼の責に任ずる。

參議府　日本の樞密院に相當する皇帝の諮詢機關で合議制を採つてゐる。現在立法院が事實上成立して居らぬ爲本府は相當重要な役割を持つて居る。

立法院　日本の帝國議會に相當するものであるが基本法發布以來、從來の日本自體の議會が多數黨派の爭覇場と化し、民主主義的色彩の中に弊害尠なからざるものあるを見て暫く之が實質上の運用を見合はせて來てゐる。即ち現在立法及豫算に關する件は特に參議府の諮詢を經て親裁されることゝなつてゐる。

法院　皇帝は法律に依り法院をして司法權を行はしめられる。法院には區法院、地方法院、高等法院、最高法院がある。

國務院　國務總理大臣を長とする國家中樞行政機關である。國務總理大臣の直屬事務遂行機關として總務廳が有り總務長官官房の外七處を設け國家諸般の行政を統理してゐる。

滿洲國に於ける對蒙古人の行政は從來蒙古地帶の特殊性に鑑み別に蒙政部を設けて之に當つてゐたが、時勢の進展と滿洲國總體の並行的發展を促進せんが爲、現在は既に蒙政部は廢され蒙政の基調及び蒙政事務聯絡調整機關として興安局が國務總理大臣に直屬してゐる。

尙從前外交部大臣の下に外交部に於て處理されてゐた外交行政は國力の飛躍的發展と對外關係の複雜化に伴ひ外交政策自體が國策としての重要意義を持つに至つた結果、現

在に於ては之を廢し新に外務局を設け國務總理の直屬機關として其衝に當つてゐる。

行政各部　行政各部は何れも國務院の直轄下にあり滿洲國の行政機構が斯くの如く中央に於て一元的に統制されてゐることは其特色とす可き處である。

尙各部中治安部が軍政と警務の兩者を抱括管掌し、民生部が社會、保健の二行政の外に教育を擔當する點、又交通部が遞信、鐵道兩事務を擔當し產業部が農務、鑛工、畜產の外に外務を設けて開拓行政、林野行政、水力電氣事業等に力を至してゐる點は日本の現行政治機構に較べて異色とするところであらう。

地方行政　現行地方行政區劃としては省、縣、旗、特別市、市、街、村等がある。行政機關として省公署、縣公署、旗公署、特別市公署、市公署、街公所、村公所が設けられてゐる。

現在の省區劃は吉林、奉天、安東、通化、間島、錦州、熱河、牡丹江、三江、濱江、龍江、東安、北安、黑河及興安東省、興安北省、興安南省、興安西省の十八省となつてゐる。此の中興安四省は內蒙古の一部で他の省と異り興安局の監督を受ける特別な行政區劃をなしてゐる。四省に三縣二十五旗が置かれてゐる。

尙省の行政範圍外として一特別市が設けられてゐる。國都新京が卽ちそれで特別市長は省長と同じく直接國務總理大臣の指揮監督を受けて管下の行政事務を管理することゝなつてゐる。

滿洲帝國協和會　組織法に基く政治組織の外に滿洲國の政治組織を特色づけるものとして滿洲帝國協和會なる國民組織體がある。

協和會の本質に就いては之に關する勅語、其他綱領等に依り明かにされてゐるから左に之等を揭げる。

勅語

我國肇興伊レ始メ經制新ニ立ツ乃チ首トシテ協和會ヲ組織シ

朕執政ヲ以テ其大綱ヲ攬リ政府ト內外相輔ケ倶ニ建國ノ精神ヲ宣揚シテ民心ヲ道義ニ興シ協和ノ實

政ヲ普及シテ五族ヲ共榮ニ安ンシ以テ邦命ニ培ヒ以テ邦基ヲ固フセンコトヲ期セリ咸ナ
朕カ心ヲ體シ奉行懈ラス
朕深ク嘉慰ス茲ニ創立五年記念日ニ當リ爾協和會員ニ勅スルモノ我國忠孝ヲ以テ敎本トナシ仁愛ヲ以テ政本トナシ盟邦日本帝國ニ倚賴シテ永久渝ラス其心ヲ一ニシ其ノ德ヲ一ニシ東方道德ノ眞義ヲ發揚シ世界人類ノ福祉ヲ增進スル國是奠マルトコロ天下咸ナ知ル所ナリ而シテ其國是ニ遵ヒ其政敎ヲ翼ケ實濟ノ功致ラサル所ナク日滿兩國精神一體ノ關繫ヲシテ日ニ益々鞏固ニ萬邦ヲシテ皆我建國ノ精神ヲ韙ナリトセシムル是レ實ニ協和會終始一貫ノ任務ニシテ尤モ當ニ擧國一致黽勉從事スヘキモノナリ爾會員宜シク此旨ヲ體シ惟レ誠惟レ實力行倦マス以テ
朕カ平章協和ノ化ヲ贊ケ永ク萬方ヲ綏ンセヨ欽メ

康德三年七月二十五日

滿洲帝國協和會の根本精神

一　滿洲帝國ノ政治ノ特質

滿洲國ノ政治ハ民主主義的議會政治ノ轍ニ倣ハス、專制政治ノ弊ニ陷ラス、民族協和シ正シキ民意ヲ反映セル官民一途ノ獨創的王道政治ヲ實現ス

二　協和會設立ノ意義

協和會ハ滿洲建國ト共ニ生レ國家機構トシテ定メタル團體ニシテ建國精神ヲ無窮ニ護持シ國民ヲ訓練シ其ノ理想ヲ實現スヘキ唯一ノ思想的、敎化的、政治的實踐組織體ナリ

實踐シテ偏スルナク結合シテ私スルナシ

三　滿洲國政府ト協和會トノ關係

建國精神ノ眞髓ハ協和會ノ體得スヘキ唯一絶對ノモノナリ

建國精神ノ政治的發動顯現ハ滿洲國政府ニ據リ其ノ思想的、敎化的、政治的實踐ハ協和會ニ據ルヘク民意ノ暢達之ニ依リテ期スヘシ

從ツテ協和會ハ政府ノ從屬機關ニ非ス、對立機關ニ非ス、政府ノ精神的母體ナリ、政府ハ建國精神卽協和會精神ノ上ニ構成セラレタル機關ニシテ其ノ官吏ハ協和會精神ノ最高熱烈ナル體得者タルヘキモノナリ

眞ノ協和會員カ政府ニ入リ又ハ野ニ在リテ政治經濟ヲ指導シ思想ヲ善導シ建國精神ヲ以テ全國民

ノ動員ヲ完成スル時王道政治ノ實現ハ期待セラルヘシ

昭和十一年九月十八日

關東軍司令官　植田謙吉

綱領

滿洲帝國協和會ハ唯一永久、擧國一致ノ實踐組織體トシテ政府ト表裏一體トナリ

一、建國精神ヲ顯揚シ

一、民族協和ヲ實現シ

一、國民生活ヲ向上シ

一、宣德達情ヲ徹底シ

一、國民動員ヲ完成シ

以テ建國理想ノ實現、道義世界ノ創業ヲ期ス

滿洲帝國協和會機構略圖

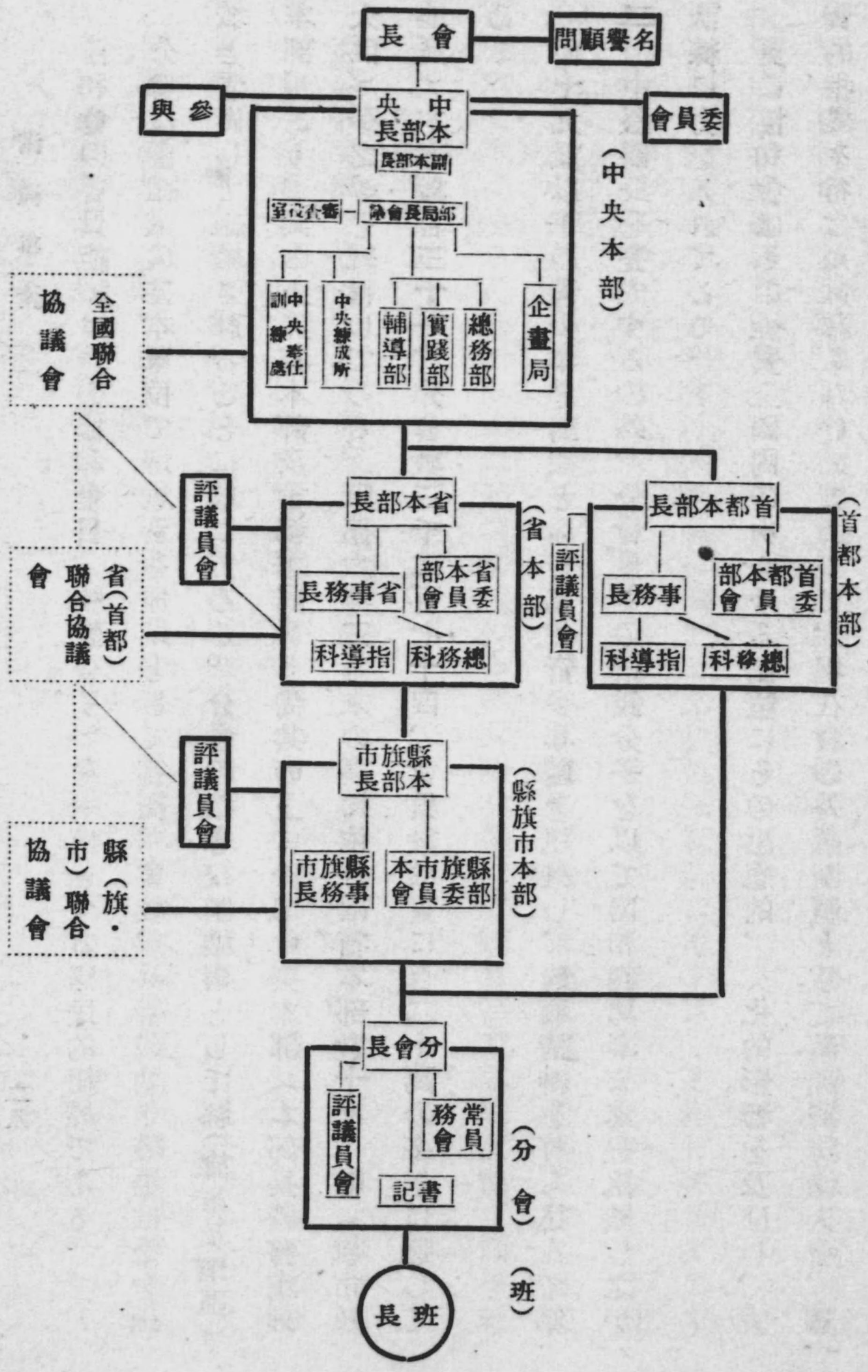

協和會の會員組織は眞の協和會員（精鋭分子）を中核とする國民的組織である。分會は會組織の基本單位で地域別を原則として官衙、會社、兵營の如き職場は之を地域と看做して組織されることになつてゐる。分會の指導統制機構として縣（旗市及地區）本部があり、其の上に省本部及首都本部あり尚其の上に於て中央本部（本部長國務總理大臣）が之等を統轄してゐる。康德六年三月末の調に依れば省本部數十七、縣（旗市及地區）本部數百三十一、分會數三千二百七十四、會員數は實に百二十萬の多きに達してゐる。

尚十九歲以下の青少年を對象として協和青少年團を組織し、建國精神を打ち込んで第二の中堅國民を養成するの外、分會員中の精鋭分子を以て協和義勇奉公隊を組織し之が訓練に力を入れてゐる。

更に協和會はその性質上國內のあらゆる團體にその思想的、文化的影響を及ぼし、實質的指導を行はねばならないのであつて、現在會の外廓團體として滿洲國防婦人會、滿洲軍人後援會、滿洲國赤十字社其他體育團體、宗教團體、社會事業團體等に對し精神的指導或は實踐的輔導に當つてゐる。

如上の組織の下に協和會は其綱領に基いて之を逐一實踐に遷す可く工作して行くのであるが、その工作は種類廣汎且複雜多岐に亘り一言にして盡し難いものがある。今具體的に其二三の例を擧ぐるならば全滿に亘る青年訓練の實施、東邊道復興特別工作、三江省特別工作に伴ふ宣撫工作或は愛國精神の作興、防共運動、貯蓄富家强國運動、問事處の開設、總動員的各種國民大會等がある。

尚滿洲國の政治の一面を特色づけるものに協和會聯合協議會なるものがある。本會は民主主義的議會政治の顰に傚はず專制政治の弊に陷らざる民意暢達機關として出來たものであつて、議案は各分會から提出され出席議員は分會代表であつて官民一堂に會して之を議し決議案は總て協和會本部によつて採擇され、政府分會其他關係機關に傳達せられて各自の責任に於てその實現を期することゝなつてゐる。

第二節　地理概說

地勢、氣候、住民

滿洲の地勢を見ると北に小興安嶺が東西に橫はり、西に南北に走る興安嶺と蒙古高原の東緣が入り來り之等に依て形成された興安山地に對し、東に東北より西南にかけて長白山脈が長白山地を形成してゐる。此兩山地に挾まれて南北に亘る大平原は公主嶺附近を東西に走る松遼分水嶺により地理學上南北に二分されてゐる。即ち之より南流渤海に注ぐ遼河の流域を南滿平野と呼び、北方小興安嶺より南流する嫩江が之より北流する數條の支流と合して松花江となり更に東北に流れて滿蘇國境を東へ走る黑龍江に合する迄の流域一帶を北滿平野と呼ぶ。長白山脈中の靈峰白頭山に發した二江は一は日本海に流れて豆滿江となり一は黃海に注いで鴨綠江となり鮮滿國境を劃してゐる。

滿洲國は亞細亞大陸の一角を占め、南西に於て僅に海に面するのみで海流の影響を受けること少く境域の北はシベリヤの原野に接し、西は蒙古高原に接するため氣候は自ら大陸的となつて寒暑の差甚しく春秋の期間に短い。即ち夏は大體六、七、八、九月、冬は十一、十二、一、二、三月で春は四月より五月、秋は九月より十月にかけた二ケ月足らずの期間に過ぎない。然し嚴寒酷暑と雖も溫度の割に凌ぎ易く北滿の夏の如きは却つて日本內地より樂な位である。

此の國の總面積實に百三十萬平方粁に及び全國十八省の中國都新京を擁する吉林一省のみでも悠に我が北海道を凌駕する。

此の廣袤たる地域に住むもの漢、滿、蒙、內、鮮、露族其他合せて其數三千九百萬、之を建國當初に較ぶれば近々八年間に九百萬を增すと雖も尙其一平方粁當人口は僅に三十人に過ぎない。

（康德5年10月1日現在）

地方別	面積（平方粁）	人口					人口密度
		總數	滿人	內地人	半島人	其他	每平方粁
新京特別市	446	370,594	282,651	77,291	9,768	884	830.9
吉林省	89,655	5,315,290	5,186,413	26,403	102,206	268	59.3
龍江省	125,537	2,721,976	2,692,895	20,608	7,346	1,127	21.7
黑河省	109,813	72,248	67,847	2,787	842	772	0.7
三江省	107,545	1,258,133	1,219,217	17,303	21,461	152	11.7
牡丹江省	57,245	659,800	550,093	28,897	77,398	3,412	11.5
濱江省	87,110	4,738,332	4,614,048	45,202	42,869	36,213	54.4
間島省	29,395	690,854	155,957	13,544	521,117	236	23.5
通化省	31,647	834,741	748,794	3,450	82,440	57	26.4
安東省	26,603	2,235,838	2,165,193	20,876	49,680	89	84.0
奉天省	75,522	9,531,206	9,216,261	203,839	109,749	1,357	126.2
錦州省	39,225	4,230,921	4,192,797	21,388	16,632	104	107.9
熱河省	102,808	3,996,945	3,988,507	7,458	904	76	38.9
興安西省	74,454	581,247	579,820	793	606	28	7.8
興安南省	78,993	863,234	856,725	1,938	4,559	12	10.9
興安東省	106,751	113,728	108,878	1,896	329	2,625	1.1
興安北省	160,396	86,416	63,681	4,621	306	17,808	0.5
全國	1,303,143	38,301,503	36,689,777	498,294	1,048,212	65,220	29.4
關東州	3,462	1,225,570	1,038,613	180,689	4,496	1,772	354.0

主要都市平均氣溫

滿洲の分は最近２ケ年乃至28ケ年間の平均

日本の分は昭和11年調　（滿鐵調査）

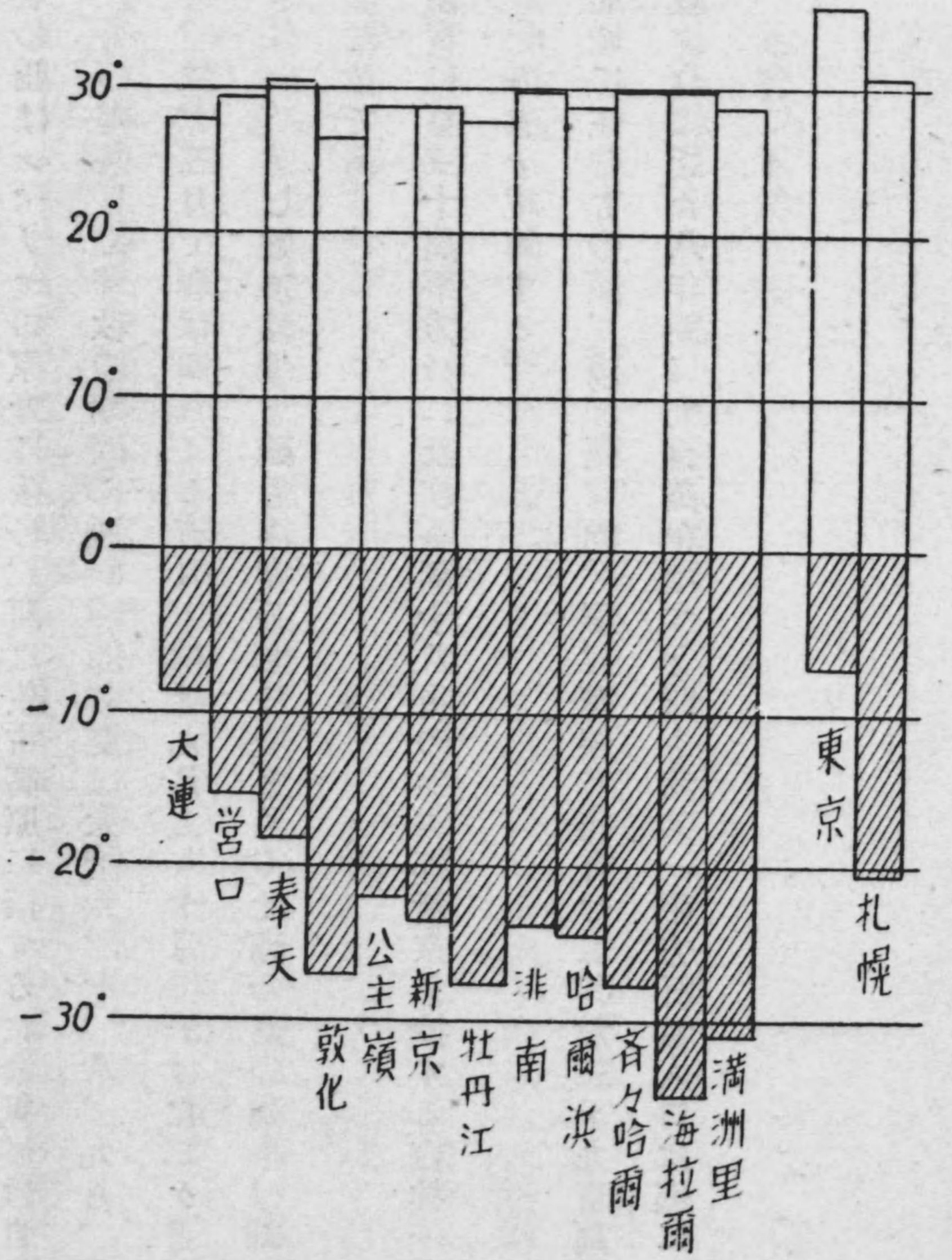

農業

農業は滿洲國の產業中其首位を占めてゐる。卽ち農民の人口は總人口の八割を占め農產物品の輸出額は全輸出額の七割乃至八割に達してゐる。而して可耕地は總面積の二四%を占め、其中既耕地は可耕地の四六%に當る點よりしても滿洲國に於ける農業は前途の洋々たるものがある。

今其主要農作物收穫高を擧げれば次表の如し。

主要農作物收穫高（單位千瓲）

	大豆	其他豆類	高粱	粟	玉蜀黍	小麥	水稻	陸稻	其他雜穀	麻	荏	合計
大同1年	4,268	278	3,729	2,615	1,542	1,133	110	137	1,550	—	—	15,363
2	4,601	304	4,022	3,184	1,759	863	166	143	1,804	—	—	16,847
康德1年	3,347	264	3,354	2,076	1,470	639	213	137	1,015	78	63	12,644
2	3,763	308	3,962	2,913	1,864	1,005	290	146	1,082	45	181	15,560
3	4,102	332	4,408	3,129	2,050	953	440	153	1,077	40	147	16,469
4	3,714	292	3,555	2,781	1,969	897	540	109	925	35	113	14,931
5	4,097	315	4,038	3,031	2,345	820	609	115	1,001	32	110	16,513
康德4年作付面積（單位千陌）	3,589	368	3,093	2,697	1,655	1,085	253	94	1,022	39	150	14,046

元來滿洲國の氣候は先にも述べたる如く大陸性である爲寒暑の差甚しく春秋が短く雨量が少く、日照時間が多い。而して此の特徵は新京より北に於て甚しく從て之が農作物に及ぼす影響は大いに注目に値するものがある。卽ち滿洲國全體として雨量が少い爲よく乾燥に堪へ得る大豆、高粱、粟、玉蜀黍、小麥等が主要作物として選ばれ、殊に新京以北の地は大陸性氣候の特徵が激しく麥類、大豆、高粱、亞麻、粟、甜菜等の生長期間の短いものが栽培され、南滿洲には大豆、高粱、玉蜀黍の外に比較的溫暖の地を選んで果樹、棉花、蔬菜の栽培が行はれてゐる。

主要農作物の分布

農作物	主要產地
大豆	松花江、嫩江流域
高粱	南滿一帶
小麥	全滿、特に龍江、北安、吉林省
玉蜀黍	南滿黃海方面、山岳地帶
水稻	松花江、嫩江流域
粟	平齊線地方

之等産物中特に大豆は滿洲國の全産物の首位にあるのみならず實に世界生産額の六割以上を占め其年産額は四百萬瓲以上に達してゐる。大豆及其副産品たる豆粕及豆油は特産三品として重要貿易品たると同時に滿洲國經濟界にも大きな地位を占めてゐる。

其他農産物としては大麻、青麻、莔麻、芝麻ノ亞麻、蘇子(荏)、落花生、馬鈴薯、甜菜、ホップ、煙草、人參、甘草、果物等がある。

牧畜

牧畜業は、牧草に富む廣大な原野と乾燥氣候とに惠まれた滿洲に於ては早くから行はれ牛、馬、驢、騾、緬羊、山羊、豚等が多く、これらの家畜は多くは農家の副業として飼養され、或は農耕に使用されてゐる。

家畜頭數(康德4年)

(單位百頭)

	牛	緬羊	山羊	豚
新京特別市	5	1	—	54
吉林省	773	221	54	7,163
龍江省	1,181	536	125	6,444
黑河省	41	3	—	167
三江省	482	17	5	1,672
牡丹江省	172	14	10	667
濱江省	891	379	34	8,787
間島省	534	10	2	931
通化省	192	3	11	681
安東省	1,187	2	78	2,528
奉天省	1,504	295	166	10,732
錦州省	974	1,963	852	5,628
興安西省	1,831	1,479	1,826	53
興安南省	2,147	833	877	1,646
興安東省	117	13	1	173
興安北省	1,954	11,443	535	57
合計	16,832	19,659	12,430	53,358

農家の力役用、食用、衣料用としてこれら家畜は滿洲國人の生活に不可缺の役割を果してゐるが一方純粹の牧畜業は現在の所興安嶺以西に限られ必しも盛大であるとはいひ

難い。然しながら人口稀薄で飼養適地に富み又其販路として獸肉、獸皮革毛に缺乏を感じつゝある日本を其背後地に持つ滿洲國として牧畜業の將來は大いに期待されてゐる。

林業

山地總面積の三〇％以上が森林を以て占められてゐる此國の林業に今尚幾多未開發の大原始林をも擁して其未來を囑望されてゐる。今其分布生産狀態の大要を示せば

立木總面積　三千六百萬町步

地域	面積（千町）	材名	集散地
鴨綠江右岸渾江流域	903	鴨綠江材	安東
松花江流域	1,436	吉林材	吉林
牡丹江流域	634	吉林材	吉林
豆滿江流域	832	間島、渾春材	會寧雄基
濱綏線沿線	2,435		
濱洲線沿線大興安嶺	14,000	北滿材	哈爾濱
三姓地方	5,290	北滿材	哈爾濱
小興安嶺	10,000	北滿材	哈爾濱
總計	35,530		

これらの木材は滿洲國全體として其出廻數量年に六百萬石乃至八百萬石と推定され、主として安東、吉林、新京、哈爾濱、大連等で製材されてゐる。

滿洲國將來の斯業の發展は一に治安維持工作の進捗と交通の發展に待つところが多い。

水產業

海岸線が短く、沿海は水深が淺く且冬季は凍結し、其上漁穫地と消費との交通が不便である等々の不利な地理的條件に左右され滿洲國の水產業は甚だ不振である。然し乍ら漁撈の振はぬ本國水產業に於て見逃すことの出來ないのは渤海灣沿岸の製鹽業である。卽ち大陸性氣候としては晴天が多く西北風が強く、空氣が乾燥して蒸發力が盛である等の好條件に惠まれ製鹽業は建國以來一途增產の途を辿つて來てゐる。

鹽生産高（單位千斤）

年別	關東州	滿洲國	合計
昭和七年	三七五、二〇五	三七〇、〇八六	七四五、二九一
昭和十年	八四三、〇一五	六六〇、五一六	一、五〇三、五三一
昭和十二年	八六六、〇五〇	六六九、〇九八	一、五三五、一四八

鑛業

滿洲國は地質に惠まれて數多の有用鑛物を埋藏するが中でも鐵、石炭、油母頁岩、マグネサイト及び金はその埋藏が最も豐かであり産額に於ては石炭と鐵が最も多い。

これら幾多の鑛産資源は建國前迄は其採掘は固り充分なる調査も行はれて居なかつた。然るに建國後其調査開發は急速に進み、滿洲國の鑛業は以前に數倍して其將來性を期待されることゝなつた。今日に於ては石炭の埋藏量は二百億瓲以上と推定せられ、（建國前推定四十八億瓲）鐵鑛の推定埋藏量三十數億瓲、又輕金屬資源を見るにアルミニウムの原料礬土頁岩は約一億二千萬瓲、金屬マグネシウムの原料菱苦土鑛は約百三十六億瓲と謂はれ、後者は其品質鑛量共世界第一と稱せられる。其他鉛、亞鉛、銅、銀鑛の埋藏量は約二千萬瓲と稱せられ砂金、山金の外石灰石、耐火粘土、螢石等も多量に埋藏せられてゐる。

昭和十一年調の鑛産額表に依れば次の如し。

鑛物別	年産額
石炭	12,020
鐵鑛	2,625
銑鐵	647
鉛鑛亞鉛鐵	17
硫化鐵鑛	3
金	3.6
銀	0.08
石灰石	506
苦土石	231
耐火粘土	145
滑石	75
粘土	37
磁土	33
長石	1
硅石	1

單位
金銀ハ瓲
其他ハ千瓲

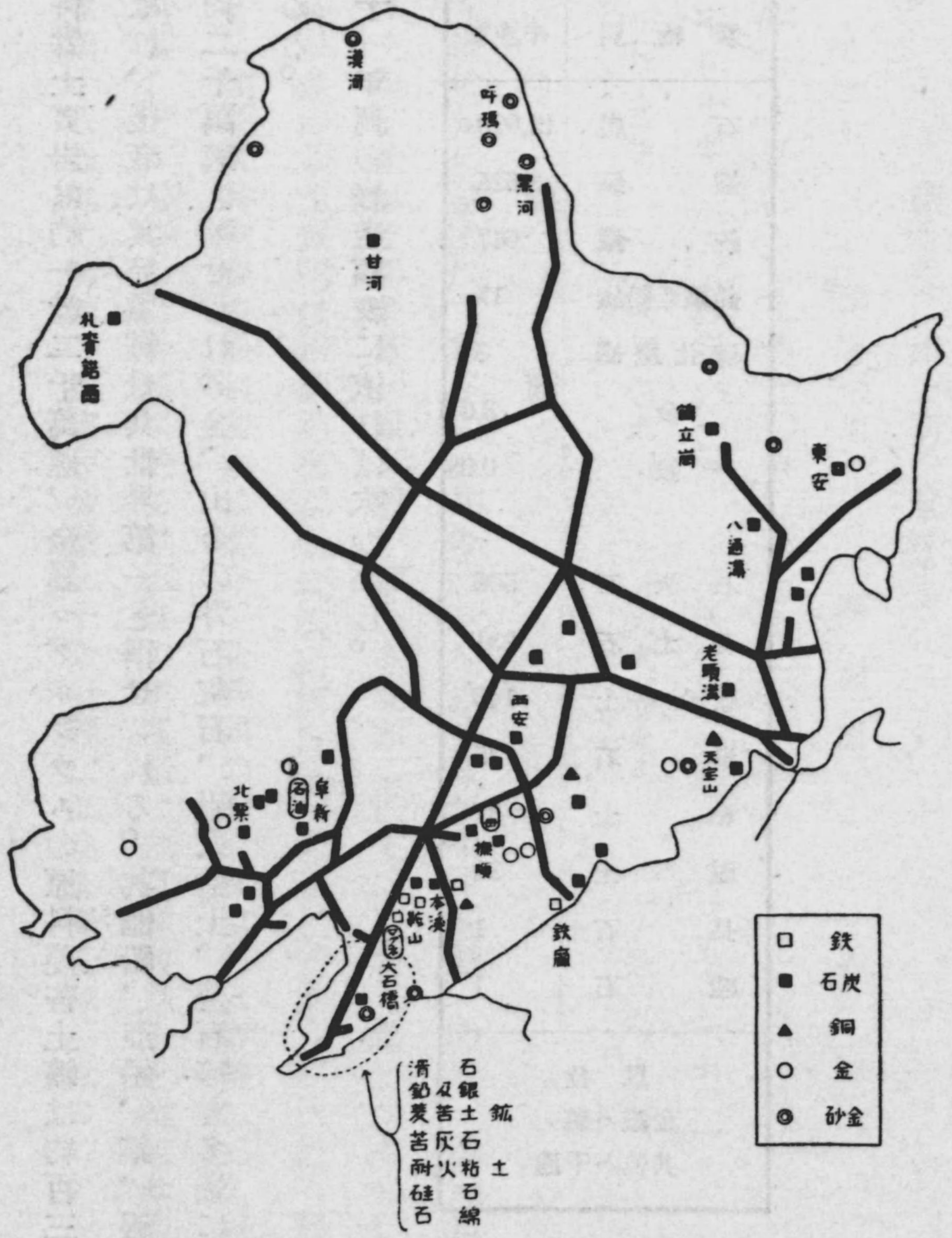

工業

滿洲國は工業國として幾多有利な條件を備へてゐる。卽ち其主なるものを擧ぐれば

(1)近代工業の基礎となる鐵と石炭との埋藏が多いこと。

(2)近來特に重要になつた輕金屬工業原料が豐富なこと。

(3)農、牧、林產中に、工業原料となるものが多いこと。

(4)住民の生活程度が低く、勞銀が安いこと。

等である。併し乍ら之に反し從來の此地の工業は滿鐵會社の營む數種の近代工業を除いては家內的な加工業卽ち製粉、搾油、釀造等の小規模なものが營まれるに過ぎなかつた。

卽ち之は

(1)水力資源の未開發。

(2)住民の文化程度が低く、工業知識と企業能力に乏しいこと。

(3)勞働者の勞銀は低廉であるが勞働能率が低いこと。

(4)資本が乏しいこと。

等に起因する。

産業五ヶ年計畫實施前、即ち康徳三年に終了した産業部臨時調査局の調査に依る工業資本生産構成は次表の如くである。

工業資本生産構成

業種別	工場數	實出資額		生産高	
		金額	百分比	金額	百分比
			%		
紡績工業	1,139	17,387	25.1	39,232	25.2
金屬工業	740	2,978	4.3	15,260	9.8
機械器具工業	328	3,563	5.1	6,727	4.3
窯業	405	3,833	5.5	5,561	3.0
化學工業	601	10,347	14.7	29,836	19.0
食料品工業	711	23,914	34.7	38,136	24.5
製林木製品工業	526	1,631	2.3	5,862	3.8
雜工業	1,773	5,561	8.0	14,781	9.0
合計	6,223	69,214	100.0	155,395	100.0

油房、製粉、醸造は滿洲國の三大工業とされてゐるが、近代的工業としては鞍山の昭和製鋼所及び本溪湖煤鐵公司の製鐵、製鋼業、撫順炭坑の油母頁岩より原油を抽出する製油工業、これらに伴つて行はれる硫安工業、又鹽を原料とする曹達工業、アルミニウム、マグネシウム等の輕金屬工業等は何れもその將來が囑目さるべきものである。その他安東、大連、吉林の製材業とか、又パルプ、燐寸、セメント、石鹸、皮革、硝子、機械製糖等の工業も見るべきものがある。

金融

舊政權時代には奉天省に東三省官銀號、吉林省に吉林永衡官銀號、黑龍江省に黑龍江省官銀號があり何れも紙幣發行權を有してゐた外に奉天には張家の機關銀行たる邊業銀行があり之亦紙幣發行權を有してゐた。舊政權はかゝる銀行を御用銀行として紙幣を濫發せしめた爲、屢々通貨の暴落を招來し、民衆をして塗炭の苦を嘗めさせ、自らは確たる財政計畫を立て得ず、産業開發も企圖し得ざる狀態にあつた。

大同元年六月滿洲中央銀行の創立せらるゝや之等諸銀行を統合し、新に國幣を制定發行して康德二年六月には舊紙幣の回收を終り、尚此地に從來日本側金融機關として根强い勢力を張つて來た朝鮮銀行支店出張所及正隆銀行等を合併し、康德三年末には一般金融就中産業開發の爲の金融機關として興業銀行の設立を見るに至り、茲に多年の懸案であつた朝鮮銀行券の撤退を實現し、幣制の完全なる統一を見ると共に國內金融部門は是に依て漸く一元的に統制せらるゝに至つたのである。

尚滿洲國の金融機關としては日本側、中國側、歐米側各普通銀行の外、日本の信用組合に比す可き金融合作社があり都市及特に農村金融の重要な役割を果してゐる。

	通貨發行高		手形交換高	
	發行總額 千圓	紙幣發行高 千圓	手形枚數	交換金額 千圓
康德元年	一八四、一〇五	一六八、三三三	—	—
二年	一九八、九四〇	一七八、六五六	—	—
三年	二七四、六九二	二五四、二四三	—	—
四年	三二九、九〇九	三〇七、四九〇	九一六、四一〇	二、四七四
五年	四五二、八九七	四二五、七三七	一、一七一、三七一	三、四八二
六年	六五七、三四六	六二三、六二一	一、九六九、二二一	七、〇二九

幣制の統一、金融機關の整備と相俟つて産業五ヶ年計畫が促進せられるや此國の金融界は頓に活發となり、右表にも見る如く康德元年に較べて康德六年の成績を見るに通貨發行高に於ては約三倍半、又手形交換高に於ては四倍に近い増加を示すに至つた。

又各金融機關預金、貸出狀態に就いて見れば次表の如く近々一年間に如何に發展の途を辿つて來てゐるかゞ伺はれる。

金融機關預金貸出高表（金額單位千圓）

	機關數		預金高			貸出高		
	六年	五年	康德六年	康德五年	五年對比%	康德六年	康德五年	五年對比%
滿洲中央銀行	144	144	689,941	365,949	189	894,114	446,813	200
滿洲興業銀行	45	45	478,563	313,236	153	745,787	364,268	204
各普通銀行	221	215	187,036	101,895	183	275,993	193,997	142
郵政局	797	584	146,206	93,445	157	—	—	—
金融合作社其他	458	341	71,883	37,342	191	106,376	51,700	200
滿洲國內小計	1,665	1,329	1,573,634	911,874	172	2,022,275	1,056,783	191
關東州內各機關	82	75	325,556	231,306	140	485,923	306,570	158
合計	1,747	1,404	1,899,191	1,143,180	166	2,508,199	1,363,354	184

（本表ハ各年一月末現在ニ依ル）

郵政儲金

（各年末）

	預入人員	一人當預金額(圓)
康德元年	二一、三一四	二九・六〇
二年	七二、六七五	三二・一〇
三年	一〇三、九〇九	六八・三〇
四年	二〇四、六三四	八四・五〇
五年	六三八、〇〇三	八〇・八九
六年	一、一五二、九二二	八九・一〇

第三節　主要產業經濟政策

滿洲國經濟建設綱要

新滿洲國經濟建設の根本方針は次の通りであつて、統制經濟を原則とし、日滿兩國を一經濟圈として建てられてゐる。

一、國民全體の利益を基調として資源を開拓し、實業振興の利益が一部階級に壟斷されるのを防ぐ。

二、重要な經濟部門には國家的統制を加へ、その合理化策を講ずる。

三、資源開拓、實業振興には門戶開放、機會均等の精神に則り、資本と技術とを廣く世界に求める。

四、東亞經濟の融合、合理化を目的とし、先づ善隣日本との協調に重心を置く。

この根本方針に基き國防的若しくは公共・公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしめるのを原則とし、右以外の產業及び資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に委ねることとしてゐる。只特に國民の福利を重んじ、その生計を維持するために生產・消費の兩方面に亘り必要な調節を行ふ旨を明かにしてゐる。

右の根本方針に基き建國當初に於て樹立された具體的方策の重なるものを擧ぐれば

一、農產物の開發、特に輸入農產物は自給自足に努め、一方農民生活の向上を計る。

二、大麥、高粱、粟、玉蜀黍、棉等の農產物及び緬羊、牛、豚等の家畜の改良增殖を計る。

三、森林の濫伐を抑制し木材の保護增產を計る。

四、鑛產に就ては國防鑛物資源は特殊會社に鑛業權を確保させ、又砂金及金鑛は國有以外のものは之を一般に開放して增產を奬勵する。

五、金屬、纖機、油脂、パルプ、曹達、酒精、作蠶、紡績、製粉、セメント、釀造業の工業は國內需要に伴ひ所要の統制を加へ、電氣事業は統一經營を行ひ、以て豐富低廉な電力を供給する。

六、工業の健全な發達をはかり、施設集中の利益をはかる爲奉天、安東、哈爾濱、吉林附近の四地域に工業地域を設定する。

產業五ケ年計畫

本計畫は康德四年（昭和十二年）より日滿一體の產業經濟政策に基いて着手され、計畫の中心は重要國防資源たる鑛工業部門に置き、其他廣義國防の意義に含まれる農畜產部門より交通、移民に亘る廣大なものである。

然して當初二十五億圓の資金を以て着手された本計畫は其第一年度たる康德四年半ばにして支那事變の勃發を見るや、日本の生產力擴充計畫と彼此相連繫し眞に日滿一體の開發計劃たらしむ可く「資源を持てる國」としての重要役割を果さんが爲康德五年に於て大々的計畫の修正が行はれ、其資金も四十八億圓に擴張されるに至つた。

修正五ケ年計畫資金比重

	原計畫資金	百分比	修正計畫資金	百分比
鑛工業部門	一、三九〇千円	五五	三、八〇〇千円	七九
農畜產部門	一二〇	五	一四〇	三
移民部門	二七四	一一	二二〇	五
交通部門	七二〇	二九	六四〇	一三
總額	二、五〇四	一〇〇	四、八〇〇	一〇〇

更に滿洲國の重工業資源に於ける役割は次の東亞三國に於ける資源略表に依て見れば明かに示される。

	日本	滿洲	支那	綜合
石炭	有不足	有餘	有餘	有充分
鐵	少有不足	有餘	有	有充分
石油（オイル・シエルを含む）	少有	有餘	無不足	有不足
硫黄	有餘	有稍不足	無不足	有充分
石灰石	有餘	有餘	有餘	有餘
銅	有不足	有餘	無不足	有不足
鉛	有不足	有餘	無不足	有充分
アルミニューム鑛	少有不足	有	有餘	有充分
鹽	少有不足	有餘	有餘	有充分
ゴム	無不足	無不足	無不足	無不足

北邊振興策

北邊振興の要點は北滿蘇聯との接境地帶に於ける軍備の增强、產業の開發、工業の振興、農業の增產、交通通信網の完備、輸送力の增大、都市の建設、醫療施設及文化施設の新設、民生の安定等を目標とし康德三年より十億圓を以て其第一期計畫（三年間）が着手されてゐる。

東邊道開發計畫

東邊道とは主として現在の通化省一帶を指稱し、由來豐富なる鑛產資源の埋藏地として知られてゐたが土地邊鄙の地に屬し交通の不便、治安狀態の不良等の爲其開發意の如くではなかつた。

併し今や其過渡期も過ぎて之が一體的開發を目ざし康德五年東邊道開發株式會社が設立され製鐵事業を首位として各種の開發事業が着々實行に移されつゝある。

第四章　滿洲事情

第一節　氣候風土と衞生
第二節　滿洲人と風俗
第三節　異民族に對する理解と態度
第四節　在滿日本人の覺悟

第五章　滿洲國の建國精神

第一節　建國精神確立の基礎

一、建國精神と皇道

滿洲國建國の本義は、近くは滿洲國に始り、遠くは日本肇國の精神に淵源する。今謹んで回鑾訓民詔書を拜するに、

「深ク惟フニ我國建立ヨリ以テ今茲ニ逮フマテ皆友邦ノ仗義盡力ニ頼リ以テ丕基ヲ奠メタリ茲ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ復タ意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ仁愛ニ在リ教本ノ重ンスルトコロ忠孝ニ在リ民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ム天ノ如ク地ノ如ク忠勇公ニ奉シ誠意國ノ爲メニセサルハナシ故ニ能ク内ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ信ヲ構シ鄰ヲ恤レミ以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ朕今躬ラ其上下ニ接シ咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ氣同シク道合シ依賴渝ラス朕

日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞意ヲ發揚スヘシ」

と仰せられて居る。詔書の御主旨を深く拜察すれば　皇帝陛下は、日本國が君民一體萬世一系の國體である所以を明察し給ひ、御自ら　日本天皇陛下と精神一體にならせ給ひ、日本と一德一心、以て滿洲國を日本の如き絕對國家として長久に發展せしめ、人類の福祉に貢獻せんと云ふ御精神にして、由之觀是滿洲國の國體が日本の國體原理を以て其の哲學的根基とし、日本と相共に絕對國家として發展せざる可らざるは敢て贅言を要せざる所である。從て滿洲國建國精神の確立は、先づ日本肇國精神の據て成る所以のものを究明する事より始められねばならない。

次に茲に注意すべきは皇道と王道の區別である。所謂今日滿洲國に喧傳されてゐる王道なるものが古來支那に行はれて來た王化に依る治國平天下を指すのであるならば、王道は斷じて滿洲國の取る可き道ではない。由來王道は其の「王」の字の象徵する天地人三才を一貫する絕對道なりと唱へて居る人もあるが、苟も舊來支那に行はれて來た王道なるものは相對的仁者たる王者を擁立して其德政を民衆より求めたものであつて、相對的仁者を仰いだ憾みとして、王民の調和が一度破れる時は「君君たらずんば臣臣たらず」、必然的に招來される放伐革命を免れる事が出來なかつたのである。然るに　滿洲國皇帝は假にも民衆に仁、不仁を問はれ給ふが如き相對的仁者にあらせられずして、日本の絕對者　天皇と一德一心のむすびをされ給ふた絕對的皇帝に在しまして、「其の尊嚴の侵さるゝ事無き」は帝國組織法に照しても明白な事實である。況して放伐革命の許さる可からざるは今更論を待たない。

如上の見解より、今滿洲國建國の本義を究明せんとするに當り特に王道を執らず、專ら皇道の本義に基いたのである。

二、皇道の概念

皇道とは何であらうか、皇道の皇は神の謂ひである。皇道は卽ち日本で言はれて居る

「神ながらの道」である。然らば神とは何であるか。日本の古代思想では山に神あり、野に神あり、山川草木風雨雷火凡ゆる自然の萬物萬象は凡べて神となつて居る。而して之等諸々の神々は自然の根源たる天之御中主神に歸一する點より見れば、又天之御中主神そのものに外ならないのである。從てこれは單なる多神論では無い。一神卽多神、多神卽一神と云ふ原理が働いて居るのである。從て日本の神觀は統一された有機的大自然觀に外ならない。乃ち皇道は大自然のまゝの道（自然に卽した道）の謂ひである。

卑近な一例を取れば、夏は草木繁茂して我々に灼熱の太陽を避けしめ、冬となれば黃葉萎落して寒中尙能く太陽の陽光を受けしめる。之は自然そのまゝである。同時に我々は此の自然の變化に從ひ、夏は窓を開けて涼風を誘ひ、冬は厚く着て暖を取る。何人と雖も之に反する事は出來ない。之も亦自然そのまゝである。思ふに今日迄行はれ來つた諸種の科學的發明發見も、常に吾人をして如何に此の大自然に卽して生活せしめるかと云ふ目的の爲に爲され、或は其の爲に役立つて來たのである。科學の發達進步に依て爲されたものは總て自然の征服では無くて皆自然の利用に外ならない。吾人も亦人間と云ふ自然の一部分である以上、自然の法則を無視し或は自然の圏外に於て生活する事等は許さる可くもないのである。然るに、我々は往々にして人間自身（其動作行爲を含む）が卽刻自然そのものであると云ふ事を忘却し勝ちである。何となれば我々人間の所作は通常人爲的と言ふ言葉を以て自然より區別されてゐる。而して世界の歷史、世界の動きは此の大自然とは全く別個の關係にある處の人爲の所產以外の何ものでも無く、未來に對する世界の動きも亦人間の主觀的意志のみに依て左右されるものと信じてゐる。乃ち過去の人爲の所產たる歷史を回顧して見ても、それは春・夏・秋・冬毫釐の差無き運行を續けて行く此の大自然の整然たる秩序に較べてあまりにも偶然的であり、無秩序であるかの如くである。されど之は要するに其觀點が狹隘であり、斷片的であるが爲に外ならない。固より主觀的意志に基く人爲と云ふものを否定するものではない。併し乍ら百尺竿頭一步を進めて高所より總じて見る時、其所に人爲を超越した人爲と云ふものが存在

するのであつて、自然と人間とは不即不離の相關係を有するものである。

屢々述べる如く皇道は自然の大道であつて、所謂人爲的相對的なる主義主張ではない。此の點獨逸のナチズム、イタリーのファシズム等と全く混同さる可き筋合のものでは無いのである。今日獨伊兩國が日滿兩國と防共の精神に於て一致點を見出したとは言へ、彼我兩者の國體が互に相一致してゐるとは言へない。獨伊兩國は今早くもヒットラー或はムッソリーニ無き後を憂慮せねばならぬ國柄である。

各國の主義は其の國情に依り皆一國一樣であつて、此の世界の主義の統一を策する事は恰度世界全民族の顏を同じ色に變へんと企圖するに同じく愚の骨頂とも云ふ可きである。併し乍ら此等の相對的主義に反し、吾人の謂ふ皇道は絕對原理である。從て滿洲國は申すに及ばず世界の各國が以て範とすべき所のものであつて、「近之則與世界同化、遠之則與天地同流」の原理卽ち是である。

皇道は又哲學、宗教、政治、經濟、道德、思想等凡てのものゝ根本原理を爲すものであつて、相對界に於ける眞理の奧に相對界の眞理をして眞理たらしめる所以の絕對原理である。日本人が平生凡ゆる社會にわたり上下凡ての階級を通じて、其生活と神社とを不可分離の關係に置き、且又新興滿洲國の國民が之と步を共にして、神社と生活を逐次不可分なものと爲しつゝある所以のものは、卽ち茲に存するのであつて、神と云ふ絕對への歸一によつて、絕對原理の實踐體得を爲すに外ならぬのである。

第二節　皇道原理の概要

一、絕對原理

吾々は今絕對國家を論ずる前に、先づ絕對眞理と云ふものを考へて見なければならない。アインシュタインは「科學上の眞理とは絕對的なものではない。地球が扁平である、球形である、楕圓形であると云ふ三つの理論に於て何れが眞理であるかと言ふに、只一方の論が他に對して確實であり、他が之に對して不確實であると言ふに過ぎない。

我々は科學上に於て漸々絶對の眞理に近接しつゝあるが、遂に之に到達することは不可能である」と言つてゐる。世上往々科學萬能を唱へられて居るのに對し、斯くの如く科學上の眞理が相對的なものである事を喝破された點は吾人の注目に値するものである。

然らば何故に科學上の絶對眞理は存し得ないのであらうか。思ふに彼のポアンカレーの言ひの如く、「凡ての結論は前提を假定して始めて生れる」。そこで一理論が眞理であると言ふ時、其眞理性は必ず其の理論の爲に假定された前提を前提としなければならない。然るに此の前提は言ふ迄もなく一つの假定であつて、絶對的なものでは無い。此處に科學上に眞理と言はれるものが絶對性を有し得ない所以がある。

然し乍ら、論理的追究を以て得られる所の眞理が絶對性を有し得ないといふ一事を以て絶對眞理は存し得可らざるものであるとするならば、それは尚早計と言はねばならない。何となれば今若しこゝに或理論が絶對眞理であり得たとしても、之に對する科學的立證は不可能である事を證明し得るからである。即ち或理論が絶對眞理であり得るが爲には必然的に、先づその假定された前提そのものが眞理であらねばならない。固より前提は一つの假定であつて、此の眞、不眞を問ふ可き筋合のものではないが、今假に一歩を讓つて前提そのものが眞理であり得るならば、我々は之を敢へて假定する必要を認めなくなる許りでなく、假定する事自體が假定の意味を失ふのである。而して前提を假定せざる結論はあり得可からず。結局絶對眞理はたとへ存在し得ても、これを科學的論究を以て說明せんとする事は不可能と言はねばならないのである。然るに、吾人は此の科學的に追究なし能はざる絶對眞理を自らが作り出す事實に於て常に認めて居るのである。たとへば公平、平等、博愛、正義等が絶對性を有する所以は、人間同志の協定に基くものでも無く、或人が之に定義したのでもない。即ち人間の人爲的、科學的假定圈外にある事實である。即ち此の公平、博愛、平等、正義等が科學的論究の圈外にあり乍ら絶對性を有し得る所以のもの之を絶對原理と云ふ。

アインシュタインが科學上の絶對眞理はあり得ないと言つた事は絶對原理の存在を否

定し[illegible]のではない。彼が存在すると信じてゐる第四元の量の世界は卽ち時空を超越した絕對界に外ならぬのである。そこに於ては上下も左右も前後も遲速も一切の斯うした相對的觀念は認められない。而かも此の世界は人間の空想には非ずして、吾人は又事實に依つて此の世界に不斷の交渉のある事を知るものである。

要するに、絕對原理は事實を事實のまゝに直視する事に依てのみ始めて究明出來る所のものである。神ながらの道とは神のまゝに、卽ち大自然のあるがまゝに直視する事に依て自然の原理を知り、其の絕對原理のまゝに生活して行く事を言ふものに外ならない。

以上、主として從來有り得可らざるものと信ぜられ或は觀念的なものとして顧られなかつた「絕對原理の實在」と言ふ事に就いて述べたが、以下此の絕對原理を更に分けて見て、それが絕對國家に如何に具現されてあるかを述べる事とする。

二、主客格合の原理

西洋哲學に於ては客觀を非常に重んじ、客觀的普遍妥當性以上に正確なものは無いと信ぜられてゐるやうである。是を以てすれば、萬世一系の天皇よりも、各時代〳〵に其時代に適した最も聰明なる君主を國家の最大多數を占める民衆中より多數決に依て互選すれば之に若かざるは無しである。之が今日の民主々義國家の思想的根源を爲してゐるものである。

さてこの思想を詳察するに、客觀的普遍妥當性たるや必ずしも絕對的なものではない。或場合には一主觀が多數の客觀的見方よりも正しい場合が起り得る事は何人も首肯し得る所である。然らば吾人は客觀と主觀の何れを執る可きかに迷ふのであるが、元來客觀なるものは主觀を前提して客觀たり得るのであり、主觀も亦客觀を前提して始めて主觀たり得るのであつて、此の兩者は相互に不卽不離の相關々係を有するのである。例へば一本の棒切れの右の端と言へば左の端があるから、右の端と云ふものが成立つので

あつて、之を要するに單獨の客觀、單獨の主觀と云ふものはあり得ないのである。

我々が一幅の名畫を鑑賞するにしても、單に理性的に意識的に批評する間は本當の名畫の價値を知り得る事が出來たと言へない。即ち我々が眞に立派な名畫に接する時、吾々は恍惚として所謂理性的批判を忘失するのである。その一つ〳〵の色を區別的に見る事も其所に畫かれた樣々の形を形として見る事も忘れて終ふ。之は主客格合の原理に基くものであつて、さながら自分が此の畫の中に入つて終つたかの感を抱くものである。此處に眞の認識が生れて來るのではないか。老子が「孔徳ノ容ハ唯道ニ是從フ。道ノ物タルヤ惟恍タリ惟惚タリ惚兮タリ。恍兮タリ。其中ニ象有リ。恍兮タリ。惚兮タリ。其ノ中ニ物有リ。窈兮タリ冥兮タリ。其ノ中ニ精有リ」と言つたのも同じ意味合のものである。

凡て主客に捉はれた見方は絶對ではない。誠に神ながらの道が「言擧げせぬ道」と言はれてゐる所以のものは茲に存するのである。故に老子は又「天下皆美之美タルコトヲ知ラバ斯レ惡巳。皆善ノ善タルコトヲ知ラバ斯レ不善ノミ。」と喝破して居る。巷間に傳はる迷信的八卦はいざ知らず周の文王がものした易經の哲理も皆同じであつて「六十四卦三百八十四爻皆性命ノ理ニ順ヒ變化之道ヲ盡ス所以也。之ヲ散ジテ理ニ在レハ則萬殊有リ之ヲ統ヘテ道ニ在レハ則二致无シ。所以ニ易ニ太極アリ、是兩儀ヲ生ス。太極ハ道(絶對道)也、兩儀ハ陰陽(主客ノ別)也、陰陽一道(主客不二)也太極(中心)ハ无極(全體)也。」と說かれて居る。此の易經の哲理にしても又日本の俳句に出て來る「涼しさや鈴を離れる鈴の音」と云ふ樣な千萬無量の哲學味も、分析と對立のみを事として來た西洋哲學を以てしては尙解く事を許されぬのである。

以上の主客格合の原理は佛教に於ても色々な方法を以て解かれて來たものであるが、殊に禪宗は之を實踐に依て究めんとして幾多の努力を拂つて來た。然るに、佛教が尙日本の皇道と同域に迄達し得なかつた理由は一體何處に存するのか。それは佛教に於ては單に主客格合、物心一如の靜的原理に終始してゐて、此の主客格合體に於ける動的原理

に觸れてゐなかつた點にある。そこで此の動的原理に就いて次に之を解く事とする。

三、本末歸一々體の原理

自然には發顯と還元の二態樣がある。

ニウトンの力學に依れば中心を離れる引力は無限の遠方に於て無窮大となるが、之に依れば發散されたエネルギーは無限の彼方に消失し、終ひに歸つて來て再び物質と交渉する事無きに到る事となる。然るに近世に於ては宇宙は無限に非ずして準球形をなすリーマン空間なりとし、此の空間に於ては恰度コロンブスが地球の球形を信じ西へ〳〵と進む事に依つて出發點へ歸着せんと試みた理窟に等しく、原點より發散されたエネルギーはその原點を出發して西へ進めば進む程、結局元の出發點に歸着する事を解いてゐる。是を以て見れば發顯されたものは復還元されて來る。此の發顯還元の原理を日本の神觀について見るならば、先づ天之御中主神より岐れた最初の高產靈神、神產靈神は野々口隆正の說に依れば夫々張力(發顯)と壓力(還元)として說かれて居り、尙友淸九吾先生は木戸乃地、大戸乃邊、宇此地根、須此地根、角找、活找、惶根、面足の八神を夫々上より順序に動力、靜力、解力、凝力、弛力、引力、分力、合力、として說明して居られるが、之も上より順序に各二神宛を對照して見れば皆夫々發顯還元の態樣を現して居る事を知るものである。而して天之御中主神と此の神の分派であらせられる八百萬の神々との間にもやはり此の原理が働き、天之御中主神は八百萬神に發顯し、八百萬神は天之御中主神に還元歸一する。此處に有機的統合體の活動がある。

之を日本の國體に就いて見るならば　天皇は國家全體に發顯遊ばされ、吾々國民は天皇に還元歸一する。天皇が國民全體へ發顯される事は對立的王者が人民を王化せしめんとするのとは全く異り、恐れ多くも　天皇が發顯（卽ち靈出づ）に依て臣民そのものになり給ふ事であつて、恰も親が子をかばふが爲に自らの危難を顧みぬに同じく　陛下は日夜臣民の爲に宸憂遊ばされ、臣民と一心同體に成らせ給ふものである。之は恐れ多い事乍ら決して　天皇陛下の御主觀に基くものと見奉る可きではない。何となれば我々

臣民も亦　天皇を一統治の部門に限定された御一人と見奉らず、「君の爲」と申せばとりもなほさず「國の爲」であること、卽之を換言すれば　天皇卽國全體と云ふ原理の存する事を自覺してゐる點よりしても明らかである。そこで國民は全體であらせられる所の　天皇の一部分であり、一分派である事を自覺して　天皇へ還元歸一申し上げる。此の還元は卽ち　天皇の皇道政治の御具現に對し單に被治者としての對立的立場に於て受身の姿勢を取るのではなく、進んで中心に向つて活動を起し　天皇輔弼の責を負つて　天皇政治をしていよ〳〵全からしめる事である。斯くの如く國家の大本が末梢へ發顯し、末梢分派は其大本へ還元歸一することによつて、始めて君民一體擧國一致の體制が具現される事となる譯である。

四、本末明分の原理

次に前節に於ける發顯還元の動的原理が生れる爲には、發顯するものと還元するものとは互に本末の分を明かにせねばならない。神の發顯、人の還元は神が人に超越した絕對として始めて行はれ得るのである。卽ち人であるが爲に愈々神の如くあらんとして神への還元歸一を求め、又、神であるが爲に人をして愈々神の如くあらしめんとして神に歸一せしめんとする。此の關係を筧克彦博士は追進と云ふ言葉を以て說明して居られる。此の追進に於ける神人の區別は神人隔絕を認めるものではないのであつて、兩者の關係は恰も時間と空間が別個のものであり乍ら互に不卽不離の相關々係を有するに等しく、神人共に有つて同時に神人の別を生ずるものである。此の神人共にある境地を日本では「まこと」と言ふが、此のまことが亂れ失はれ「まがつひ」(邪へ向ふ心)が生ずれば、必ず之に對して「なほび」(正へ向ふ心)卽ち良心が生ずる。此の正邪の別は卽ち本末の別であつて、根本たる良心が末梢たる邪心を責める事は神(良心)が人(邪心)を神へ追進せしめる事であり、人(邪心)は惡かつたと言ふ悔悟の念を生ずる事に依て神(良心)へ追進するのであつて是に神人格合の境地卽ち正邪の觀念を超越した絕對境が生れるのである。そこで今若し此の例に於て「正しい」と云ふ事に絕對權威が無いならば、

我々は惡心を起しても良心の苛責も悔悟の念も生じない。即ち神と人との相互の追進歸一關係は發生し得なくなる。正邪の間に於て正に絶對權威を認める事は正を大本（即絶對）とする事であつて正邪に本末の別を認めるから始めて追進歸一が成立するのである。此の理を以てすれば、日本に於ては　天皇が絶對者で在しますが爲に、天皇と國民の間に本末の分を明らかにし、本末相追進して君民一體の絶對境が生れ得るのである。滿洲國皇帝を　日本天皇と一德一心の關係に立たれ給ふ絶對者と仰ぎ奉る所以のものは實に茲に存するのであつて、元首と國民の間に本末の分無き國家は兩者の相剋對立無きを保し難いのである。大義明分の重んぜられるのは蓋し故無き事ではない。

五、生成化育向上發展の原理

靜的神觀は假空的なものに過ぎない。吾人の言ふ神とは自然界に於けるエネルギーの活動そのものである。

今此の兩者を更に比較研討すれば、次の樣な事が言へるであらう。思ふに絶對は即ち無限である。從て神觀は即ち無限觀である。さて西洋の神觀を見るにそれは恰もニュートンの思惟したるが如き、無限大の宇宙を想像し、此の無限大の極致を以て神とするに等しい。然し乍ら斯くの如き、無限は單なる觀念的假空に過ぎずして、又科學上に於ても此事が立證されて來た。何となれば今ニュートンの力學（無限大宇宙に基く所のもの）を以て之を原子系の問題に適用するならば、凡ての物質の根源たる原子の構成は誰も知るが如く、太陽系に於ける太陽に相當する原子核と其周圍を遊星に相當する電子が遊飛する事に依つて出來てゐるものであるが、此の遊星に相當する電子は常に輻射エネルギーを放出して居り、若し宇宙が無限であるならば、此のエネルギーは無限大に放散される結果終ひに消失して終ひ、電子の活動はエネルギーの消失と共に靜止する可き筈である。然るにも拘らず、實驗の結果は此の電子は常に不斷の定常狀態を持續して居るのであつて、エネルギーは永劫に消失する事が無いのである。是に於て今日に於てはニュートンの考へたるが如き無限大の宇宙は考へ得られぬものとなつたのである。

之に對し日本の神觀は産靈（ムスビ）（生産）、いやさか（向上發展）の意味よりして無限活動體（其活動自體を含む）を以て神とする。今日アインシュタイン等の主張する所の有限球形のリーマン空間に於けるエネルギー活動は卽ち之であるが、此の論に依れば本末歸一一體の原理の節に於ても述べたるが如く、發散されたエネルギーは圓形の運動に依て還元されて來る。從て此の有限球形空間に於けるエネルギーの發散還元の活動は永遠に靜止する事無く、斯くの如く世界は其の歪の爲に有限無際涯であり、其全勢力（小さく見れば個々の原子に於ける電子エネルギー）は一定でなければならないことゝなる。之に依て電子の定常狀態も說明せられたのであるが、要するに無限卽神はエネルギー活動の回數を重ねる事に於て其無限性が認められるのであつて、此の活動は無始無終である。

斯の如く西洋思想は靜的理想境（無限大極致）を求めるが、之に對して日本思想は向上發展的活動自體（球形空間に於けるエネルギー活動）を理想としてゐる。「這へば立て立てば步めの親心」と云ふが如く、此の生成化育向上發展への欲求は無限に終止する事を知らない。

此のいやさかの思想、反覆無限活動の神觀を生成化育向上發展の原理とするのである。

第三節　滿洲國の建國精神

一、國體

滿洲國が絕對國家である事は先に序論に於ても觸れた所であるが、今更に此の國體の絕對性を最も良く明示されてあるものとして帝位繼承法施行に關する詔書を謹揭し、逐一之に基いて國體の本質を明かにせんとするものである。

帝位繼承法施行に關する詔書

「我ガ滿洲帝國ハ日本帝國ノ仗義援助ニ賴リ斯ノ洪業ヲ開キ斯ノ邦基ヲ奠ム、是ヲ以テ朕登極以來仰テ

眷命ノ本ヅク所ヲ體シ併シテ國脈ノ繫ル所ヲ念ヒ有ユル守國ノ遠圖經邦ノ長策悉ク日本帝國ト協力同心以テ益兩國不可分離ノ關係ヲ敦ウシ一德一心ノ眞義ヲ發揚シ夙夜勤求敢テ或ハ懈ルナシ今茲ニ帝位繼承法ヲ制定シ繼體付託ノ重キニ於テ厥ノ法典ヲ定メ諸ヲ久遠ニ示ス大寶嚴然建中易ラザル實ニ日本天皇陛下ノ保佑ニ是レ賴ル夫レ皇建極アリ惟レ皇極トナリ天道ヲ裁成シ地宜ヲ輔相シ民ノ父母トナリ仁以テ其政ヲ行ヒ義以テ其ノ法ヲ制スレバ則チ重熙累洽覆燾ノ下永ク君民一體ノ義ヲ懋ニシ當ニ天地ト其ノ德ヲ合シ日月ト其ノ明ヲ合スベキナリ凡ソ朕ガ繼統ノ子孫及臣民タル者深ク肇興ノ基其ノ繇テ奠マル所ト

受命ノ運其ノ繇テ啓ク所トニ鑒ミ咸ナ朕ガ萬方ヲ撫綏シテ宵旰倦マザルノ心ヲ以テ心トナシ聿修惟レ愼メ欽戴替ルナクンバ垂統萬年必ズ無疆ノ休ヲ亨ケ克ク長治ノ福ヲ保タム」

右の御詔書は國體の三つの特質或は要素とも云ふ可きものを其中にお示しになつて居るが、先づ其の第一は日滿一德一心の關係である。卽ち其の始めに「我ガ滿洲帝國ハ日本帝國ノ仗義援助ニ賴リ斯ノ洪業ヲ開キ斯ノ邦基ヲ奠ム」と仰せられ又「大寶嚴然建中易ラザル實ニ日本天皇陛下ノ保佑ニ是レ賴ル」と仰せられてある事は是を、本末の關係に於て見れば　滿洲國皇帝は　日本天皇陛下を本とされ、天皇の發顯、皇帝の歸一に依て　天皇、皇帝一體の實を具現される事を示され給ふたものであり、是に於て「有ユル守國の遠圖經邦ノ長策悉ク日本帝國ト協力同心以テ益兩國不可分離ノ關係ヲ敦ウシ一德一心ノ眞義ヲ發揚サレル」事となるものである。斯くの如く日滿兩國の關係は單なる友好親善關係とは異り、兩者一體の體制を爲すものであつて、國民卽ち五族は凡て　皇帝に歸一し、皇帝は　天皇に歸一し、斯くする事によつて滿洲國と云ふ絕對國家を産むものである。それは恰も細胞の分裂に依て新なる細胞が生ずる如く、元來のものと新に産れたるものとは其本質を一にし互に本末の關係を有するものである。日滿兩國を不可分共同體と見做し滿洲國を日本の盟邦國家とする所以は實に玆に存する。

次に第二の要素とは君民一體の國家たる事であつて、卽ち御詔書には、

「………仁以テ其政ヲ行ヒ義以テ其法ヲ制スレバ則チ重熙累洽覆燾ノ下永ク君民一體ノ美ヲ懋ニシ………」と仰せられてある。

是を以てすれば今より以降、皇帝は三千萬民衆の要求の對象に非ずして三千萬民衆の生みの父であり、生みの母である。卽ち、皇帝と國民は本末歸一々體の原理に基いて、皇帝の發顯は全國民に及び、全國民は皇帝に歸一する。其處に民族協和は何の工作をも用ひずして必然的にもたらされるものである。吾人は皇帝の御爲には民族の別無く凡てが其の爲に一身を捧げ得る盡忠の覺悟を有せねばならない。民族の相異の故に其不可能を唱へる人あらんか、其人は尙小我に捉はれて大自己の爲に爲し得ぬ人であり、神人格合本末歸一の原理を體得し得ぬ人である。我々は絕對者に非る一個人一團體の爲にも主客格合の原理の働く所、敢へて身命を賭し得るのである。主客格合本末歸一の原理は、血と民族とを超越した宇宙の高所に嚴然と存して、永劫不變の光を放つものである。

君民一體の國家にあつては、民は元首へ要求を持つものではない。只ひたすらに元首輔弼の責を負ふ可きものである。最近或方面で盛に「民意の暢達」が叫ばれて居るが、顧はくば之が皇道政治具現の爲に、皇帝の大御心の具現の爲にと云ふ事を忘却せぬものであり度い。何となれば、舊來の王道政治に於ては、相對的王者に對して爲されたる民衆の要求を王が民意暢達に依て之を受け入れると云ふ王民對立思想に基いて「暢達」と云ふ言葉が用ひられて來たからである。臣民が皇帝への要求を持つと云ふが如き對立的見地は新興滿洲國に於ては容認さる可らざる事であつて、之に反し、吾人は如何にすれば皇帝の皇道政治を十二分に輔弼し、其政治を全からしめ得るかと云ふ積極的に皇帝への歸一の立場に立つて自ら其責を負ふ可きである。組織法第四條に「國務總理大臣は皇帝を輔弼し其の責に任ず」とあるは如上の意味に基くものであつて、之卽君民一體の要諦である。

次に第三は「凡ソ朕ガ繼統ノ子孫及臣民タル者深ク肇興ノ基其ノ繇テ奠マル所ト受命ノ運其ノ繇テ啓ク所トニ鑒ミ………垂統萬年必ズ無疆ノ休ヲ亨ケ克ク長治ノ福ヲ保タム」と仰せられてある事である。思ふに有機的統一體は橫に現在に於ける有機的活動を有する計りで無く、縱に未來へ對して有機的活動を有せねばならない。此の意味に於て

本末歸一々體の原理は平面的には君民一體となつて具現されるが、之が立體的永續的に具現されんが爲には、其根本たる皇統が萬世一系とならねばならない。即ち是に於て帝位繼承法が制定せられ、此國は今より以降垂統萬年必ず無疆の休を亨け克く長治の福を受く可き國家となつたのである。先に序論に於て此國が王道國家に非る所以を說いた理由は實に茲に存するのであつて、皇統連綿として不窮に續き、臣民は永劫に易姓革命の憂と亂とに禍ひされる事無く、國體の基礎は永遠に確固不動のものとなるのである。斯くて此國の平和は平面的平和のみに非ずして立體的恒久性を有し、一方日滿兩國の不可分關係はこゝに其の永遠性を保證される譯であつて、一時的なる一時代の元首又は統治者の主觀的意旨と政策とに基いて結ばれるところの親善關係と異り、日滿兩國の不可分關係は兩國皇統の無窮と共に永劫に續いて止まぬところのものである。

以上之を要するに、皇帝は絕對者たる日本天皇に歸一し給ふ事に依て天皇の心を以て其の心と爲し給ひ、之を以て臣民に發顯遊ばされ、一視同仁民族の差別を立て給はず身を以て凡く臣下を包擁し給ひ、臣下の凡ては亦皇帝に歸一して君民一體の國家となり、康德皇帝より以降萬世一系皇統連綿として子々孫々に至るまで此の國は不朽の固めを爲す絕對國家となるのである。

二、惟神の祭政一致

滿洲國皇帝陛下におかせられては、昭和十五年七月、御再度の御訪日を遊ばされ伊勢神宮の大前に額づかせられ、悠久三千年炳乎として皇室の彌榮を護らせ給ひ、また國土のゆるぎなきを示現させ給ふ御神德を仰せられ、康德七年七月十五日、茲に滿洲帝國鎭座の守神として天照大神を祀らせらる御事を國民に宣示し給ふたのである。

謹んで御詔書を拜すれば

詔　書

朕茲ニ敬テ建國神廟ヲ立テ以テ國本ヲ悠久ニ奠メ國綱ヲ無疆ニ張ルカ爲ニ爾衆庶ニ詔シテ曰ク我國建國以來國基益固ク邦運益興リ烝々トシテ日ニ隆治ニ躋ル厥ノ淵源ヲ仰キ斯ノ丕績ヲ念フ皆

天照大神ノ神休
天皇陛下ノ保佑ニ賴ラサルハナシ是ヲ以テ朕躬ラ日本皇室ヲ訪ヒ誠悃謝ヲ致シ感戴彌重ク爾衆庶ニ詔シテ訓フルニ一德一心ノ義ヲ以テス其ノ旨ヤ深シ今茲ニ東渡恭シク紀元二千六百年ノ慶典ヲ祝シ親シク皇大神宮ヲ拜シ回鑾ノ吉敬テ建國神廟ヲ立テ天照大神ヲ奉祀シ厥ノ崇敬ヲ盡シ身ヲ以テ國民ノ福祉ヲ禱リ式テ永典トナシ
朕カ子孫ヲシテ萬世祇ミ承ケ無窮ニ孚アラシム、庶幾クハ國本惟神ノ途ニ奠リ國興忠孝ノ敎ニ張リ仁愛安スルトコロ協和化スルトコロ四海清明ニシテ篤ク神休ヲ保タン爾衆庶其克ク朕カ意ヲ體シ本ヲ培ヒ綱ヲ振ヒ力行懈ラス自強息ム事勿レ此ヲ欽メ

御名御璽

康德七年七月十五日

斯くて王道樂土を稱へられて來た滿洲國は茲に惟神の大道を以て其の國本とし大宇宙の主宰神に在します天照大神を仰ぎ祭りて祭政一致の皇道國家となつた。是實に神武天皇の詔におほせられてある八紘一宇の第一實現であつて世界史上に於ける劃期的一大事實と申さねばなるまい。

滿洲建國精神としては民族協和もさることながら是に帝室はもとより五族相偕に祭政一致の惟神の大道を其根本精神とするに到つた。

惟ふに由來日本は神國なりと自他共に信じて來た。其神國たる所以のものは何處に存するか。卽ち上下共に　天皇陛下の御祖神に在します神々を奉祭し、此の神樣をまつることに依て神樣へ歸一申上げ、神々は其心を諾ひ給ひて幾多の神威を御發動になり、此の天佑神助に依りて能く幾多の艱難試練に堪へつゝ地上二千六百年の光輝ある歷史を保つて來たのである。祭政一致は歷史的事實の上に斯くの如く現はれて來たが、尙其意義を熟考するに「まつり」とは「まつろふ」卽ち歸服の意を含むものであり、目に見えぬ世界卽ち「幽」に屬するものである。「政」は「まつりごと」であり、こと卽ち言擧げする現實の世界に示現されるものであつて「顯」に屬するものである。乃ち祭政一致とは幽顯不二を實行して行くところのものであつて之を個人の生活に於て言ふならば「神人

格合」といふ修養の極致を其精神とする生活である。「まこと」の生活である。

又他の見方を以てすれば之を百般に示現し得るのであつて今其大樣を圖示すれば次の如くなるであらう。

	祭政一致 幽顯不二	君民一體	家族制度
まつり＝祭	●天之御中主神	●現人神のもの	●御祖先樣のもの
	◎言擧げせぬ道	◎國の爲	◎家の爲
	⊙神(幽)の世界	⊙おほみたから	⊙家長の財產
	○天照大神	○天皇(皇帝)	○家長＝父親→祖先
まつりごと＝政	○現人神	○國民(五族)	○家人
	⊙人(顯)の世界	⊙臣下	⊙各家人の財產
	◎言擧げする道	◎各人の爲	◎各人の爲
	●八百萬神	●各人のもの	●各人自分のもの

日本の世界的先天的使命は世界を神の國「まこと」の國に歸するにあり。

今「まこと」の國を隣邦に得て八紘一宇の第一階梯に入る。滿洲國は永却に此の第一階梯としての地位と使命とを負ふに至つたのである。日滿兩國民相偕に此の事實を熟思して世界の幸福の爲に其使命の重且大なるを愈々深く自覺せねばならない。

大滿洲帝國地圖

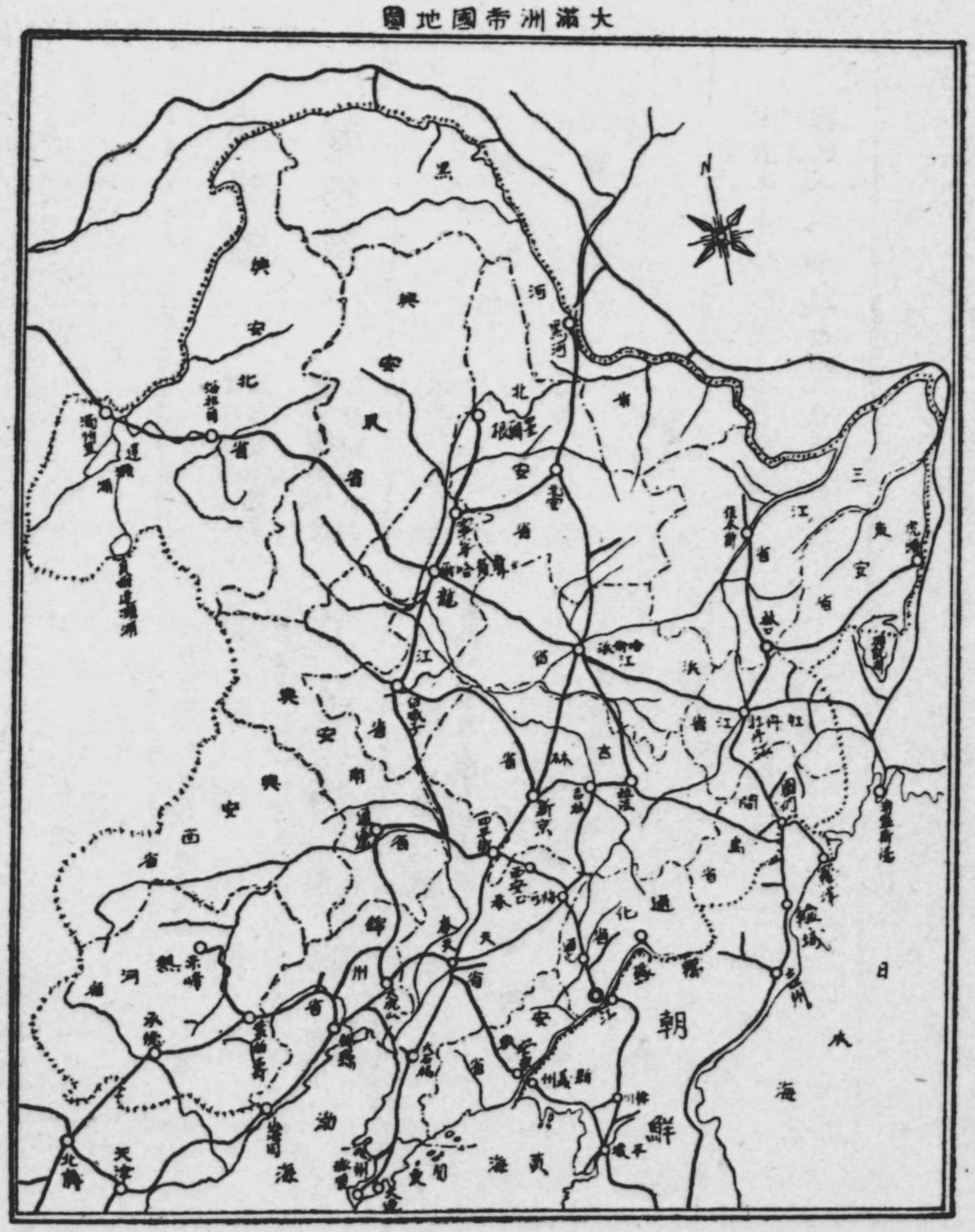

昭和十六年二月五日印刷
昭和十六年二月十日發行

「滿洲事情」 定價五拾錢

著作者 高島隆太郎

發行者 京都市上京區廣小路寺町東 立命館出版部 代表者 竹上孝太郎

印刷者 京都市上京區上椹木町千本東 橋本岩太郎

著作權所有

發行所 京都市上京區廣小路寺町東 立命館出版部 電話上 四八六二番・振替大阪二六九四四番

發賣所 東京市京橋區銀座西二ノ一 立命館出版部 電話京橋五六〇六番・振替東京七五三六二番

印刷・眞美印刷所

783
447

.50